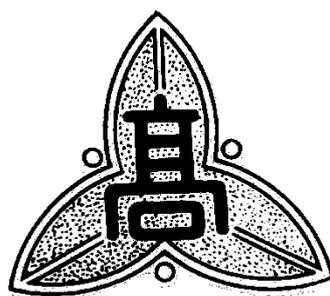


危機管理マニュアル

(令和6年4月改訂版)



愛媛県立新居浜西高等学校（全日制）

〒792-0024 新居浜市宮西町4番46号

TEL 0897-37-2735 FAX 0897-37-5751

目 次

マニュアルの基本的事項・・ 1

I 事前の危機管理

1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～3

(1)地域の現状 P2	(2)地域の災害履歴 P2	(3)本校の現状 P3
(4)緊急避難場所、避難所の指定状況 P3	(5)想定される危機事象 P3	

2 危機の未然防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～11

(1)未然防止のための体制 P4	(2)点検 P6	(3)傷病者発生防止対策 P7
(4)犯罪被害防止対策 P8	(5)洪水時の避難確保計画 P8	(6)消防計画 P9
(7)様々な局面における未然防止対策 P11		

3 危機発生に備えた対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12～21

(1)緊急時の体制整備 P12	(2)施設・設備・備品の整備 P14	(3)家庭・地域・関係機関等との連携 P16
(4)避難計画・避難訓練 P17	(5)教職員研修 P19	(6)安全教育 P21

II 発生時（初動）の危機管理

1 傷病者発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～24

(1)基本的対応 P22	(2)一次救命措置の手順 P22	(3)頭頸部外傷への対応 P23
(4)熱中症への対応 P23	(5)食物アレルギーへの対応 P24	

2 犯罪被害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25～26

(1)不審者侵入時の対応 P25	(2)近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応 P26
(3)学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応 P26	

3 交通事故発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

(1)生徒が交通事故に遭った場合の対応 P27	(2)教職員が交通事故に遭った場合の対応 P27
-------------------------	--------------------------

4 災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28～31

(1)火災発生時の対応 P28	(2)気象災害発生時の対応 P29	(3)地震発生時の対応 P30
(4)その他の危機事象発生時の対応（弾道ミサイル） P31		
(5)校外学習中・学校行事開催中における事故災害等発生時の対応 P31		

III 事後の危機管理

1 事後（発生直後）の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32～36

(1)安否確認 (2)引渡しと待機 P33	(3)生徒・保護者・報道機関への対応 P34	(4)教育活動の継続 P35
-----------------------	------------------------	----------------

2 心のケア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

(1)生徒の心のケア P37	(2)教職員の心のケア P37
----------------	-----------------

3 報告・調査・評価・検証・再発防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37～38

(1)県教委への報告、支援要請 P37	(2)基本調査の実施等 P37	(3)評価・検証・再発防止 P38
---------------------	-----------------	-------------------

IV 避難所マニュアル・関係資料

1 避難所開設・運用マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39～40

(1)収容人数及び備蓄品 P39	(2)災害対応の設置物 P39	(3)避難所運営の流れ P39
(4)学校施設の利用計画 P40		

2 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

(1)文部科学省等	(2)環境省等（アレルギー、熱中症）	(3)愛媛県	(4)新居浜市
-----------	--------------------	--------	---------

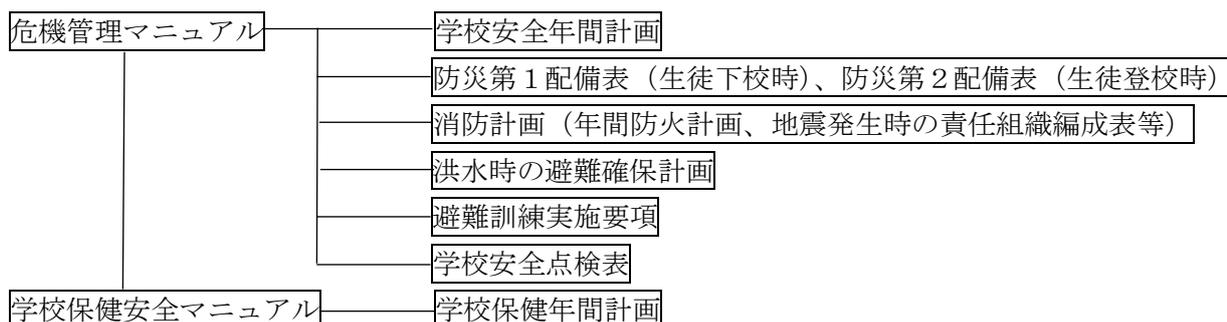
マニュアルの基本事項

1 目的

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的とし、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成する。

2 位置付け

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、その他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合性を図り、学校安全を推進する。



3 基本方針

- (1) 施設・設備の安全管理、備蓄品の整備、実践的な訓練、研修、関係機関との連携等により、組織的な危機管理体制を構築し、危機発生 of 未然防止と備えを万全にする。
- (2) 危機発生時には、生徒及び教職員の命を守ることを最優先し、本マニュアルにない事態が発生した場合は、最も適切と考えられる措置を講じる。
- (3) 危機収束後には、被害生徒の支援、再発防止、学校再開に向けた対策を講じる。

4 運用方法

(1) 教職員・関係者等への周知

- ア 校長は、教職員に本マニュアルを配布し、職員会議や研修等で周知徹底する。
- イ 校長は、学校安全年間計画に従い、避難訓練や安全教育を行う。
- ウ 校長は、本マニュアルをホームページに掲載し、保護者や関係機関に周知する。

(2) 本マニュアルの保管方法

- ア 電子データは、「学習系」→「NAS」→「教職員共有」フォルダに保管する。
- イ 紙データは、各教職員に配布する。また、職員室内の「非常持出袋」に5部保管する。

(3) 本マニュアルの見直し、改善

定例見直し	年度当初、避難訓練実施後、関係機関との協議後
随時見直し	文部科学省の「作成の手引き」、関係機関の防災計画やマニュアル等の改訂されたとき 近隣における事故や犯罪の発生など起こり得るリスクに変更があったとき マニュアルの見直し、改善に役立つ情報を入手したとき

(4) 改訂履歴

- 平成 25 年 4 月 1 日 『学校防災マニュアル作成の手引き』に基づき作成
- 令和 6 年 4 月 1 日 『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』に基づき改定

I 事前の危機管理

1 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握

(1) 地域の現状

本校の位置する新居浜市は、国領川、尻無川、東川が南北に流れており、山間部では土砂災害、川沿いでは河川氾濫による洪水の危険性がある。臨海部の海抜が低い地域は、津波や高潮被害の可能性はある。南海トラフ地震は、30年以内に約70～80%の確率で発生すると予想されており、新居浜市の想定震度は6強～7、津波は最大3.4mである。なお、津波到達時間は、20cmが11分、1mが3時間55分、3.4mが6時間45分と想定されている。また、瀬戸内工業地域の中に位置するため、光化学スモッグが発生することがある。

(2) 地域の災害履歴

ア 南海トラフ地震（概ね100年～150年の間隔で発生）

明応東海地震 (1498年9月20日)	M8.2～8.4。駿河湾で8mの津波が発生。黒島で土地が陥没、崩壊し、面積の4分の3を失い、住民は四方に避難した。
慶長地震 (1605年2月16日)	地震による陸地の揺れはほとんど記録されていない。津波による溺死者は約5,000名。
宝永地震 (1707年10月28日)	地震の49日後に富士山が噴火。地震による死者は約5,000名。
安政南海地震 (1854年11月5日)	M8.4。別子山村では坑内で大湧水があり、採掘不能となる。
昭和南海地震 (1946年12月21日)	地盤沈下が発生した。沈下量は、多喜浜で39cm、壬生川町で55cmであり、新居浜市は約40～50cmと考えられる。

イ 風水害、土砂災害

明治32年台風 (1899年8月28日)	別子山村で集中豪雨が発生し、山津波となって家屋を飲み込む。死者数は別子山村で600名以上、東予全体で1000名以上。
平成16年集中豪雨 (2004年8月18日)	台風15号の影響による集中豪雨により土砂崩れと浸水被害が発生。新居浜市で死者3名、全半壊93戸、床下浸水982戸。
平成16年台風21号 (2004年9月29日)	豪雨のため、西条市から四国中央市にかけて大規模な土砂災害が発生。高速道路、国道11号、主要県道、JRが土砂災害により寸断された。大生院で長さ50m、幅30m、深さ5mの斜面崩壊が発生。新居浜市で死者5名、全壊7棟、半壊142棟、床上浸水950戸、床下浸水1258戸。
平成30年7月豪雨 (2018年7月7日)	西日本豪雨により11府県で大雨特別警報。土石流、地滑り、がけ崩れが頻発した。全国で死者237名、全半壊6,767戸。愛媛県では死者33名。

(3) 本校の現状

ア 概略

新居浜市の津波被害最大想定は 3.4m、本校の標高は 4.0m であるが、臨海部に近く、本校の西側約 300m には東川が流れているため、1 階は浸水の可能性がある。平成 16 年には東川の氾濫により体育館が浸水する被害があった。伊方原子力発電所からの距離は約 80km であり、緊急防護措置を準備する区域〔UPZ〕30km の外にある。

また、夜間に定時制生徒、敷地内に新居浜特別支援学校川西分校の児童生徒がおり、災害発生時には協力して避難活動を行う必要がある。

イ 生徒の通学状況

各学年の入学定員 280 名。約 2 割が JR を利用しており、市外から通学する生徒も多い。JR 利用生徒を含め、約 97% が自転車で通学している。

ウ 教職員の状況

校医、茶華道指導者等を除く教職員は約 70 名である。そのほとんどは自家用車で通勤しており、約 4 割は市外に居住している。

(4) 緊急避難場所 (★津波避難ビル)、避難所の指定状況

ア 緊急避難場所 (合計 20,044 名) (津波避難ビルは 4,876 名)

緊急避難場所	地震のとき		風水害のとき		大規模な火災のとき	収容可能人数 (津波避難ビル)
	津波あり	津波なし	津波あり	津波なし		
本館★	2 階以上	○	2 階以上	○	×	3,103 名 (2,327 名)
第 1 教棟★	2 階以上	○	2 階以上	○	×	3,399 名 (2,549 名)
体育館	×	○	×	○	×	1,669 名
武道場	×	×	×	○	×	378 名
グラウンド	×	○			○	11,495 名

イ 避難所 (合計 2,135 名)

避難所	地震のとき	風水害のとき	収容可能人数	被害を与える可能性のある災害
本館★	△	△	775 名	津波、高潮
第 1 教棟★	△	△	849 名	津波、高潮
体育館	△	△	417 名	津波、高潮
武道場	×	△	94 名	津波、高潮
グラウンド				津波、高潮

ウ 校舎

本館	平成 28 年 3 月完成	体育館	平成 13 年 3 月完成
第 1 教棟	昭和 50 年 6 月完成、昭和 56 年 3 月増築工事、平成 26 年 5 月耐震工事	武道場	昭和 51 年 3 月完成、平成 27 年 3 月耐震工事
記念会館	昭和 63 年 2 月完成	弓道場	平成 3 年 10 月完成
部室	平成 30 年 3 月完成		

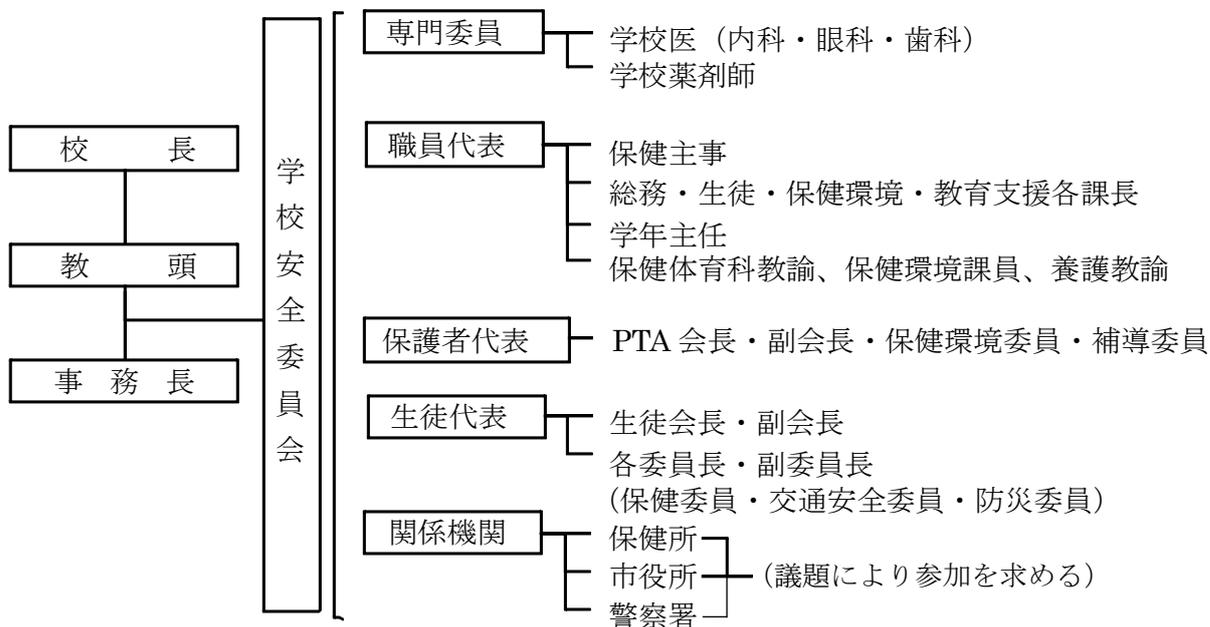
(5) 想定される危機事象

生活安全	犯罪被害 (不審者侵入・犯罪予告)、傷病の発生 (熱中症、けが)、食物アレルギー、食中毒など
交通安全	自動車事故、自転車事故、その他の交通事故など
災害安全	地震・津波災害、洪水、火災、気象災害、大規模事故災害 (近隣工場での爆発事故) など
その他	感染症、弾道ミサイル発射、大気汚染 (光化学スモッグ) など

2 危機の未然防止対策

(1) 未然防止のための体制

ア 学校安全委員会



イ 災害対策本部 (P12~13 参照)

		(班)	(主任)	(係教職員)	(係生徒)
本部	校長 (本部長)	連絡・避難所	総務課長	総務課員 事務課員	防災委員 (避難所補助)
	教頭 (副本部長)	消火	特活課長	特活課員	なし (生徒は避難)
	教頭 (副本部長)	搬出 1	教務課長	教務課員	体育委員 (搬出)
	事務長	搬出 2	事務課長	事務課員 図書研修課員	図書委員 (搬出)
	保健環境課長	警備・点検	生徒課長	生徒課員	交通安全委員 (点検補助)
	教務課長	救護	養護教諭	保健環境課員	保健委員 (救護補助)
	総務課長	避難誘導	学年主任	上記以外の 教職員	代表委員 (点呼)
	保健環境課防災担当者				

ウ 新居浜市防火管理協会

(ア) 市内県立学校長は役員

(イ) 理事会及び総会 (5月)、危険物安全協会・婦人防火クラブ運営協議会との合同研修 (7月)

エ 学校安全年間計画

月	努力目標	行事	安全管理	安全教育	組織活動
4	安全管理体制の整備をする 安全な通学を考え実行する	・交通安全指導 ・通学状況調査 ・自転車点検 ・防災訓練 ・生徒総会 ・遠足	・危機管理体制の確立 ・校内救急体制の確立 ・学校環境の安全点検 ・通学路の確認と安全点検 ・防災安全施設設備の点検整備 ・生徒引率時の安全管理 ・災害への備え	・交通安全ホームルーム活動 ・電車・バス通学生の安全指導 ・登下校時の交通指導(毎月5、15日) ・自転車置き場の点検(毎日) ・光化学オキシダント注意報発令時の安全指導 ・PM2.5注意報発令時の安全指導 ・非常変災時の避難方法徹底	・防災安全研修 ・生徒引率の管理研修 ・交通安全推進協議会 ・市内交通マナーアップクラブ代表者会 ・生徒総会での啓発 ・各種委員会
5	学校生活を安全に過ごす スポーツ障害を防止する	・東予地区高校総体 ・PTA総会 ・いじめ問題対策委員会 ・携帯電話安全教室	・交通安全対策 ・部活動用具、施設の安全点検 ・部活動時の安全対策 ・毒物劇物の適正な管理 ・校舎内外の安全点検 ・災害への備え	・スポーツ障害の防止指導 ・アイシング指導 ・AED使用法指導 ・運動部員の安全意識の高揚 ・光化学オキシダント注意報発令時の安全指導 ・PM2.5注意報発令時の安全指導 ・自然災害への備え(豪雨・水害) ・交通安全ホームルーム活動 ・JR通学指導	・交通安全推進協議会
6	梅雨期を安全に過ごす	・西高祭 ・県・四国高校総体 ・Jアラート	・雨天時の通学路点検 ・西高祭の安全対策 ・校舎内外の安全点検 ・災害への備え	・梅雨期の安全指導 ・熱中症予防指導 ・光化学オキシダント注意報発令時の安全指導 ・PM2.5注意報発令時の安全指導 ・自然災害への備え(豪雨・水害) ・JR通学指導	・交通安全推進協議会
7	夏を安全に過ごす	・全国高校総体 ・国民安全の日 ・クラスマッチ ・非行防止薬物乱用防止教室 ・野球応援 ・グリーン愛媛 ・教職員心肺蘇生法講習会	・夏季交通安全対策 ・施設、設備の安全点検 ・クラスマッチの安全対策 ・野球応援の安全対策 ・教職員心肺蘇生法講習会参加 ・グリーン愛媛時の安全管理 ・校舎内外の安全点検 ・部活動時の安全対策 ・災害への備え ・照明器具点検と清掃	・街頭巡回指導 ・夏の安全生活指導 ・熱中症予防指導 ・長期休業前の指導 ・部活動中の事故防止指導	・心肺蘇生法講習会 ・交通安全推進協議会 ・市内交通マナーアップクラブ代表者会
8	校外生活を安全に過ごす	・全国高校総体 ・生徒保健委員研修会	・電気設備点検 ・消防設備点検 ・防災施設設備の点検整備 ・夏季交通安全対策 ・通学路の確認と安全点検 ・運動会練習中の安全対策 ・災害への備え ・学校環境の安全点検	・街頭巡回指導 ・夏の安全生活指導 ・電車・バス通学生の安全指導 ・熱中症予防指導 ・自然災害への備え(台風)	・運動時の給水管理 ・交通安全推進協議会
9	スポーツ障害を防止する 災害への備えをする	・運動会 ・新居浜市内交通サミット ・交通茶屋	・運動会時の安全対策 ・校舎内外の安全点検 ・部活動用具、施設の安全点検 ・災害への備え	・運動会の安全指導 ・熱中症予防指導 ・秋の交通安全運動 ・自然災害への備え(台風) ・運動部員のスポーツ障害防止指導 ・JR通学指導	・運動時の給水と水管理 ・交通安全推進協議会
10	交通安全に気を付ける	・修学旅行 ・交通安全指導 ・防災訓練 ・自転車点検	・交通安全指導 ・修学旅行の安全対策 ・校舎内外の安全点検 ・災害への備え	・運動部員の安全意識の高揚 ・修学旅行の安全指導 ・街頭巡回指導 ・地方祭の安全指導 ・交通安全ホームルーム活動 ・JR通学指導	・交通安全推進協議会
11	交通道德の理解を図る	・高文祭 ・Jアラート	・秋季交通安全対策 ・毒物劇物危害防止対策総点検 ・災害への備え ・校舎内外の安全点検	・登下校中の安全指導 ・JR通学指導	・環境美化委員会活動報告 ・交通安全推進協議会
12	冬を安全に過ごす	・年末の交通安全週間 ・シェイクアウト愛媛	・冬季交通安全対策 ・防災施設設備の点検整備 ・凍結に対する安全対策 ・部活動用具、施設の安全点検 ・災害への備え ・校舎内外の安全点検	・冬の安全生活指導 ・街頭巡回指導 ・非常変災時の避難法徹底 ・部活動中の事故防止指導	・交通安全委員会活動報告 ・交通安全推進協議会
1	安全に行動する	・いじめ対策委員会	・凍結に対する安全対策 ・冬季交通安全対策 ・火気器具の安全点検 ・災害への備え ・学校環境の安全点検	・冬の安全生活指導 ・冬季スポーツの事故防止 ・交通規則遵守の徹底 ・JR通学指導	・保健委員会活動報告 ・交通安全推進協議会
2	学校災害を防止する	・交通安全指導 ・学校保健委員会 ・Jアラート	・冬季交通安全対策 ・凍結に対する安全対策 ・学校災害のまとめと分析 ・災害への備え ・校舎内外の安全点検	・精神衛生指導 ・防災意識向上ホームルーム活動	・交通安全推進協議会 ・学校保健委員会
3	安全生活の反省を行う 新学期に向けて安全行動を考える	・クラスマッチ ・学校施設設備の総点検 ・諸帳簿整理点検 ・春の交通安全週間	・クラスマッチの安全対策 ・生徒用机・椅子の点検整備 ・春休み中の安全対策 ・消防設備点検 ・校舎内外の安全点検 ・災害への備え ・学校安全の反省と評価 ・次年度計画立案	・春休み中の安全生活指導 ・春季交通安全指導 ・安全管理指導の反省と評価	・交通安全推進協議会

(2) 点検

ア 定期の安全点検(学校保健安全法施行規則第28条第1項に基づく)

- (ア) 毎学期1回以上(7月、10月、1月)実施する。
- (イ) 管理責任者は、教室・準備室等、手洗い・トイレ、薬品、ガス、その他について点検し、保健環境課長に学校安全点検表を提出する。
- (ウ) 保健環境課長は、学校安全点検表の内容を確認し、必要に応じて事務長と連携して改善を図る。

イ 臨時の安全点検(学校保健安全法施行規則第28条第2項に基づく)

- (ア) 学校行事の前後、暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時、近隣での危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時などに実施する。
- (イ) 検査項目は、必要に応じて設定する。

ウ 日常の安全点検(学校保健安全法施行規則第29条に基づく)

- (ア) 教室など生徒が日常的に使用する施設・設備を対象に、日常的に実施する。
- (イ) 全教職員が実施し、危険箇所があれば保健環境課長に報告する。

エ その他の点検

- (ア) 建築基準法第12条に基づく建築物の定期点検〔事務課〕
建築物〔敷地、構造〕(3年以内ごと)、建築設備〔給排水設備、換気設備〕(1年以内ごと)、防火設備〔防火扉、防火シャッター〕(1年以内ごと)
- (イ) 消防法第8条に基づく消防用設備等の定期点検〔事務課〕
防火管理者を定め、新居浜市消防長に消防計画を提出する。変更がある場合は、再提出する。
また、消防用設備等(消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯、非常放送設備、避難器具)の機能を維持管理するために、機能点検(8月)及び総合点検(3月)を実施し、点検結果を3年に1回、新居浜市消防長に報告する。
- (ウ) 避難経路の定期点検〔保健環境課〕
避難経路(廊下、階段、出入口等)の確保(避難を妨げるロッカー、机等を置かない)、校舎の一部損壊を想定した複数の避難経路の設定
- (エ) 通学路の定期点検〔生徒課〕
生徒、保護者、地域から得られる各種ヒヤリ・ハットの情報や過去の事故等の発生に関する情報を蓄積、活用し、災害危険箇所(ブロック塀の倒壊、道路の冠水の恐れ等)、不審者危険箇所(死角、街灯の有無等)、交通危険箇所(見通しの悪い交差点等)を確認

オ 危険箇所への対応

- (ア) 把握した危険箇所について、校内で対応可能なものは速やかに改善する。校内のみで対応困難なものは、学校安全委員会で分析・対策・管理し、関係機関の協力を得て改善する。
- (イ) 安全点検の具体的な内容や、問題が明らかになったときの対応、危険箇所が放置されていないかなどについて、学校安全委員会で評価し、改善に努める。

(3) 傷病者発生防止対策

ア 突然死や負傷などの防止

- (ア) 定期健康診断の結果等を的確に把握し、年度初めに教職員で情報を共有する。
- (イ) 顧問等は、運動前に体調チェックを行うなど、生徒の健康状態を把握する。

イ 頭頸部外傷の予防

- (ア) 顧問は、種目特有の危険要因を見極めた指導計画を立て、適切な練習内容を設定する。
- (イ) やむを得ず顧問が不在のときは、事故の起きやすい活動内容を避ける。

ウ 熱中症の予防 ※熱中症予防強化月間(7月)

- (ア) 暑さ指数(WGBT)を測定する機器を保健室に設置する。(令和3年2月文部科学省通知)
- (イ) 環境温湿度等を測定し、「熱中症予防運動指針」(日本体育協会)や「熱中症予防情報サイト」(環境庁)等を参考に運動を行う。

運動指針	対 応	WGBT	気温(参考)
原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。	31℃～	35℃～
嚴重警戒	持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。	28℃～	31℃～
警 戒	積極的に休息をとり、水分・塩分を補給する。	25℃～	28℃～
注 意	運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	21℃～	24℃～
ほぼ安全	適宜、水分・塩分を補給する。	21℃未満	24℃未満

- (ウ) 運動前に健康観察を行い、体調の悪い生徒は暑い中で無理に運動をさせない。
- (エ) 梅雨明け等急に暑くなったときは暑さに慣れていないため、軽めの運動から慣らしていく。
- (オ) 暑さ指数(WGBT)等を用い、体育的行事や体育、部活動の実施可否を判断する。

- ① 教頭、保健環境課長、特活課長、保健体育科長、養護教諭が中心となり、内容変更や中止・延期を協議し、その具申を受けて学校長が決定する。
- ② 体育的行事は、当日の朝までに判断し、教職員、保護者、生徒にマチコミで伝達する。
- ③ 体育や部活動は、活動中の中止を含めて臨機応変に判断し、担当教師や顧問に伝達する。

- (カ) 学校管理下において熱中症疑いにより救急搬送した場合、熱中症(疑いも含む)により入院した場合は、所定の報告様式により、メッセージで県教委保健体育課に報告する。集団発生事例や重症事例の場合は、まずは電話で第一報を連絡する。(令和5年5月県教委通知)

エ 食物アレルギー・アナフィラキシーの予防

- (ア) 食物アレルギーの情報を的確に把握し、年度初めに教職員で情報を共有する。
- (イ) アナフィラキシーは非常に短時間のうちに重篤な状態になることがあり、迅速かつ適切な対応が求められるため、対象生徒がいればエピペン®の使い方などの研修を行う。
- (ウ) アレルギー対応委員会において、アレルギー対応について協議し、医師が作成した管理指導表を活用して、次のとおり対応する。
 - ① アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な生徒の把握
 - ② 管理指導表の保護者への配布、主治医による記載、学校への提出
 - ③ 管理指導表に基づく校内での取組の検討、保護者との面談、取組プランの決定
 - ④ 全教職員による取組プランの共通理解、取組プランに基づく実施
- (エ) 調理実習や修学旅行等の際は、特に食物アレルギーを有する生徒に配慮する。

(4) 犯罪被害防止対策

ア 不審者侵入の防止

(ア) 校門及び校舎入口の管理

- ・生徒は正門、北門、南門、西門から登校する。北門は、当番教師が開閉する。
- ・校舎は、ALSOOKの警備システムを採用し、不審者の侵入を防止する。

(イ) 来校者の管理

- ・来校者向けに、必ず受付に来るよう正門に案内を掲示する。
- ・事務室受付にて、来校者に「来訪者受付表」への記入を求め、用件を確認する。
- ・来校者に「校内立入許可証」を渡し、識別のため着用を求める。
- ・保護者来校時は、必要に応じて受付を設け、来校者の確認を行う。

イ インターネット上の加害者・被害者にならないための対策

- (ア) 警察庁や文部科学省のウェブサイト等で最新事例や統計情報等を入手し、指導に反映する。
- (イ) ホームルーム活動や非行防止教室を通し、啓発に努める。

(5) 洪水時の避難確保計画(抜粋) ※新居浜市長(市民環境部危機管理課)に提出

※法的には「要配慮者利用施設における避難確保計画」(令和2年9月～)

←水防法及び土砂災害防止法の改正(平成29年6月)

※防火・防災管理者(教頭)変更時に「防火管理者選任(解任)届出書」を2部提出

ア 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

イ 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

ウ 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

エ 避難誘導

屋内安全確保(施設の3、4階)、移動距離(0m)、移動手段(徒歩)

オ 避難確保資器材等一覧(P16参照)

情報収集・伝達	テレビ(2)、防災ラジオ(2)、携帯ラジオ(1)、ファックス(1)
避難誘導	拡声器(4)
安否確認	生徒名簿(1)、クラス写真(1)、教職員名簿(1)、教職員緊急連絡先(1)
屋内安全確保	エアーマット、寝袋、携帯トイレ、マスク、手袋、ポリ袋など
水・食料	水(ペットボトル500ml×1)、食料(米粉クッキー×1)
浸水の防止	土のう袋(100)[非常時には川西地区土のう用砂置場(新居浜市営球場南側)で土のうを作成・運搬する]

カ 防災教育及び訓練の実施

(ア) 防災に係る研修

- ・毎年4月に全教職員を対象として防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

(イ) 防災訓練

- ・毎年4月及び11月に全教職員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。

(6) 消防計画(抜粋) ※新居浜市消防長(消防本部予防課)に提出

※下記の担当者変更時に、「消防計画作成(変更)届出書」「消防計画」を2部提出

ア 目的

この計画は、消防法第8条第1項に基づき当対象物における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。

イ 防火管理責任組織及び自衛消防隊編成表

(ア) 権原者(校長)

(イ) 防火管理者(教頭)

(ウ) 防火管理責任組織

建物等の検査係	事務長	建物内外の構造、整理整頓等の状況を検査
火気使用設備等の検査係	事務課長	火気使用箇所の管理状況を検査
電気設備の検査係	事務課長	電力会社と連絡を取り、配線、電気器具等を検査
消火設備の点検整備係	事務課長	消火器、その他消火設備の機能の検査
警報設備の点検係	事務課長	自動火災報知設備、非常警報設備等の点検整備
避難設備の点検係	主任業務員	避難器具等の整備状況を検査
危険物・指定可燃物の検査係	事務課長	安全管理の状況を検査

(エ) 自衛消防隊編成表

通報連絡係	総務課長	消防署(119番)、その他関係先に火災の連絡
避難誘導係	学年主任	避難者の誘導、建物内部の検索・救助
消火係	特活課長	消火器等で初期消火、給水、防火戸の閉鎖
警備・点検係	生徒課長	盗難等の警戒、安全確認、二次災害防止措置
救護係	養護教諭	負傷者、被救助者の応急救護

ウ 年間防火計画

(ア) 月別消防訓練及び検査計画表

4月	危機管理研修、防災訓練、電気施設の点検、安全点検
5月	安全点検
6月	電気施設の点検、安全点検
7月	Jアラート訓練、安全点検
8月	消火器・火災報知設備の点検、電気施設の点検、安全点検
9月	Jアラート訓練、安全点検
10月	電気施設の点検、安全点検
11月	秋の全国火災予防運動、危機管理研修、防災訓練、安全点検
12月	シェイクアウト愛媛、電気施設の点検、安全点検
1月	安全点検
2月	電気施設の点検、安全点検
3月	春の全国火災予防運動、消火器・火災報知設備の点検、安全点検

(事前) 2 未然防止対策 (消防計画)

(イ) 自主検査計画表

区 分	実施内容	検査員	回 数
消防用設備	自動火災報知設備・消火器・避難器具 (外観・総合)	南矢野商会	年 2 回
整理整頓状況	屋内外全般のパトロール (避難経路の安全確保)		毎日
喫煙等の管理状況	(学校敷地内禁煙)		
火気使用設備	火気使用器具・施設の管理状況		毎日
電気設備	電気器具・配線等全般 (外観・機能)	中央電気保安協会	隔月 (年次点検)
危険物関係	ガスボンベ・燃料タンクの管理状況		毎月

エ 地震発生時の責任組織編成表 (下記以外は防火管理責任組織及び自衛消防隊編成表に準ずる。)

(ア) 権原者 (校長)

(イ) 防火管理者 (教頭)

(ウ) 防火管理責任組織

建物等の検査係	事 務 長	建物内外の被害状況を確認。避難口を確保
火気使用設備等の検査係	事務課長	火気使用箇所から火災発生がないかを確認
電気設備の検査係	事務課長	電気器具を確認、被害を受けたものは通電を遮断
危険物・指定可燃物の検査係	事務課長	漏えい等の二次災害発生の危険がないか確認

(エ) 避難誘導等の組織

情報収集係	総務課長	テレビ・ラジオ等により地震・津波情報を収集
避難誘導係	学年主任	避難者の誘導、建物内部の検索・救助
救護係	養護教諭	負傷者、被救助者の応急救護

オ 防火対象物

指定	用途	構造		延面積 m ²	収容人員	消防法施行令第 7 条消防用設備等の種類 (個数)
		構造	階数			
消防法施行令第 1 条の 2 に適用するもの	耐火	本館	4	3,637	900名	火災報知機(15) 消火器(43) 緩降機(5) 傾降式救助袋(4)
		第 1	4	3,366		
消防法施行令第 2 条に適用するもの	耐火	体育館	2	1,668	体育館	火災報知機(2) 消火器(11)
		武道場	1	378	武道場	消火器(1)
		体育器具庫	2	240	体育器具庫	消火器(2)
		クラブハウス	2	828	クラブハウス	火災報知機(4) 消火器(6)
		弓道場	1	147	弓道場	
		記念会館	3	532	記念会館	火災報知機(3) 消火器(3)
		倉庫	1	49	倉庫	消火器(1)
		倉庫	1	67	倉庫	
		倉庫	1	19	倉庫	消火器(1)
		倉庫	1	9	倉庫	
		便所	1	33	便所	
		自転車置場	1	1,008	自転車置場	火災報知機(2) 消火器(4)
便所・倉庫	非耐火	1	23	便所・倉庫	消火器(2)	

(7) 様々な局面における未然防止対策

ア 各教科の学習時間・休み時間等における対策

- (ア) 各教科の特性に応じた安全対策を講じる。
- (イ) 休み時間や清掃時間、放課後に必要に応じて巡視を行い、安全を確認する。

イ 校外活動に際しての対策

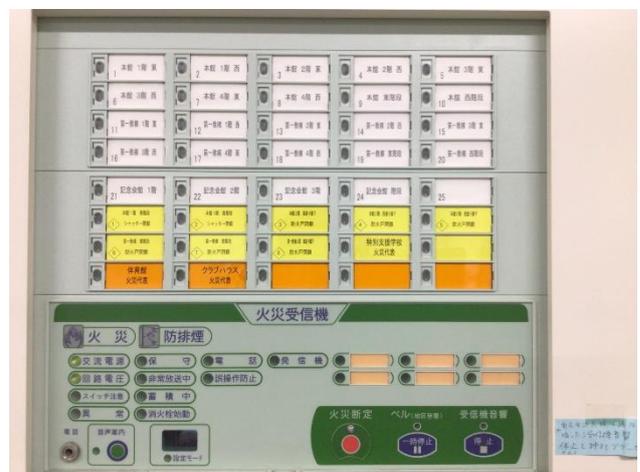
- (ア) 当該地域のリスクについて調査し、計画書に避難場所や連絡先を明記する。
- (イ) 想定される事故・災害等が発生したときの避難経路、避難場所、情報収集手段等を検討する。
- (ウ) 引率教職員間での連絡方法、学校との定期的な連絡の方法について検討する。
- (エ) 生徒に地域リスクや緊急時の行動について、事前指導を徹底する。
- (オ) 食物アレルギーがある生徒への対応を検討する。

ウ 校内行事に際しての対策

- (ア) 入学式、卒業式、運動会等の保護者や地域住民が参加する校内行事を開催する際は、開放部分と非開放部分を明確化し、掲示物やテープ等で示す。
- (イ) 必要に応じて受付を設け、来場者の確認を行う。
- (ウ) 適宜、校内巡視を行う。
- (エ) 災害発生時は、生徒、教職員に加え、来訪者の安全確保にも最善を尽くす。

自動火災報知器作動後の復旧方法

- 1 作動した火災報知器の「火災報知器」と書いた赤蓋を開け、その中のスイッチを上にする。
- 2 事務室の中にある複合火災受信機の停止ボタン（赤：2カ所）を押し、鳴動を止める。
- 3 異常がないことを確認後、複合火災受信機のカバーを開け、復旧スイッチ（オレンジ）を押し。
※復旧スイッチを押すと作動場所の表示が消えるので注意する。
- 4 ALSOK が駆け付けるので、最終出入口の復旧により警備システムを再起動する。
- 5 消火ホース収納庫内のボタンを押して消火栓を利用した場合は、バルブを閉め、ポンプ室の消火ポンプ制御盤の停止ボタンを押す。なお、体育館は、消火栓の上の火災報知器復旧ボタンを押し、体育教官室の火災受信機の復旧ボタンを押す必要がある。（P21参照）



3 危機発生に備えた対策

(1) 緊急時の体制整備

ア 地震発生時の非常参集基準

	震度	参集者	緊急地震速報	行動の基準
第1次参集	4	管理職	予報	被害状況の確認 (県教委に報告)
第2次参集	5弱	運営委員	警報	必要に応じて安否確認
第3次参集	5強	全教職員		
	6弱			
	6強			
	7		安否確認 (生徒・教職員)	

(ア) 「行動の基準」は目安であり、実際の災害の状況や県教委からの指示により判断する。

(イ) 休日等に災害が発生し、非常参集体制がとられた場合、教職員は自身の安否情報を電話やメール等で管理職に連絡する。その上で、上記の表のとおり参集する。ただし、本人や家族のけが、家屋の損壊、交通網の遮断等により参集できないときは、その限りではない。

(ウ) 震度4以上の地震が発生した学校は、週休日等に関わらず、以下により被害の有無等 (①被害発生箇所 ②被害状況 ③被害に対する当面の措置 ④授業等への影響) をFAX (089-912-2949) で県教委 (高校教育課施設管理グループ) に報告する。[メール不可、状況により電話連絡可、写真データはメールで送信]

◎ 概ね 8:00 及び 17:00 に発生した場合 ⇒ 速やかに報告

◎ 概ね 17:00 から翌 8:00 に発生した場合 ⇒ 翌 8:00 までに報告 (ただし、被害を確認した場合は速やかに報告)

◎ 震度5弱以上の場合 ⇒ 発生時刻に関係なく速やかに報告

※ 国から災害復旧の財政援助を受けるために、学校敷地内の被害箇所を全て写真撮影する。

(エ) その他の事故・災害等の発生時について、校長は、第1次～第3次参集のいずれの体制をとるかを状況に応じて判断し、指示する。

イ 災害対策本部及び役割分担 (P.4 参照)

(ア) 設置基準

	構成	設置基準
警戒本部	管理職、運営委員、担当職員	震度5弱 (状況により震度4) の地震が発生した場合 津波注意報が発表された場合
対策本部	全教職員	震度5強以上の地震が発生した場合 津波警報、大津波警報が発表された場合

(イ) 本部

①校長 (本部長)	②教頭1 (副本部長)	③教頭2 (副本部長)	④事務長
⑤保健環境課長	⑥教務課長	⑦総務課長	⑧防災担当者

指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務める。なお、校長不在の場合には、本部長代理者は状況を校長に伝達し、指示を受けるものとする。

(ウ) 役割分担

班	主任	係教職員	係生徒	活動場所
連絡・避難所	総務課長	総務課員、事務課員	防災委員(避難所補助)	事務室等
消 火	特活課長	特活課員	なし(生徒は避難)	出火場所
搬出 1	教務課長	教務課員	体育委員(搬出)	職員室
搬出 2	事務課長	事務課員、図書研修課員	図書委員(搬出)	事務室
警備・点検	生徒課長	生徒課員	交通安全委員(点検補助)	通用門
救 護	養護教諭	保健環境課員	保健委員(救護補助)	保健室
避難誘導	学年主任	上記以外の教職員	代表委員(点呼)	運動場等

(エ) 活動内容

班	活動内容
本 部	○被災状況把握と応急対策の決定(各班に指示) ○県教委・新居浜市との連絡、調整 ○報道機関への対応 ○学校再開に向けた対応
通報・連絡	○119番通報、110番通報、関係諸機関、教職員、保護者との連絡調整 ○ボランティアの受入れ、避難所への協力
消 火	○初期消火、避難・救助活動等の支援
搬出 1・2	○重要書類の搬出(職員室、事務室)
警備・点検	○出入口の混乱防止、盗難防止 ○校内建物の安全点検・管理、二次被害の防止、危険箇所の立入禁止措置
救 護	○負傷者の保護・応急手当
避難誘導	○安全な避難経路での避難誘導、負傷者・行方不明者の把握 ○生徒・教職員の安否確認

ウ 保護者・地域・関係機関等との緊急連絡

(ア) 保護者との連絡

- ◎学校から家庭への連絡…ホームページ、マチコミ、電話等
- ◎家庭から学校への連絡…マチコミ、電話等
- ◎マチコミ・電話が利用不能な場合の代替手段

NTT災害伝言ダイヤル「171」(震度6以上の地震などの大規模災害発生時)

☆伝言を録音するときは 171+1⇒被災地の人の電話番号(市外局番から)⇒伝言を入れる(30秒以内)
★伝言を聞くときは 171+2⇒被災地の人の電話番号(市外局番から)⇒伝言を聞く

NTT災害伝言板「web171」(震度6以上の地震などの大規模災害発生時)

☆伝言を登録するときは ①トップ画面(登録したい電話番号を入力して登録) ⇒ ②登録画面(伝言を登録)
★伝言を確認するときは ①トップ画面(確認電話番号を入力して確認) ⇒ ②確認画面(伝言を確認)

(事前)3 危機発生対策(連絡先・情報収集)

(イ) 教職員との連絡

マチコミ、電話、災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言版(web171)等を活用する。

(ウ) 関係諸機関の連絡先一覧(医療機関は学校保健安全マニュアルを参照)

機 関 名	電話番号	住 所
愛媛県立新居浜西高等学校	0897-37-2735	新居浜市宮西町4-46
愛媛県教育委員会高校教育課	089-912-2953	松山市一番町4丁目4-2
愛媛県教育委員会保健体育課	089-912-2965	松山市一番町4丁目4-2
新居浜市教育委員会学校教育課	0897-65-1301	新居浜市一宮町1丁目5-1
新居浜市市民環境部危機管理課	0897-65-1282	新居浜市一宮町1丁目5-1
※災害警戒本部の設置時	0897-65-1349	
※危機管理課公用携帯	090-3184-8488	
新居浜市消防本部(北消防署)	0897-34-0119	新居浜市一宮町1丁目5-1
新居浜警察署	0897-35-0110	新居浜市久保田町3丁目9-8
新居浜市急患センター	0897-32-5658	新居浜市一宮町1丁目13-52
新居浜市保健センター	0897-35-1070	新居浜市庄内町4丁目7-17
西条保健所	0897-56-1300	西条市喜多川796-1
四国電力愛媛支店東予営業所	0897-56-2960	西条市朔日市300-1
新居浜市企画経営課(水道)	0897-65-1331	新居浜市一宮町1丁目5-1
ALSOK(機械警備)	0897-58-2260	西条市玉津722
(有)矢野商会(火災異常感知)	0897-32-4696	新居浜市江口町10-17
(株)桧垣工務店(水槽感知)	0897-33-5111	新居浜市一宮町1丁目13-15
四国電気保安協会(漏電感知)	0897-53-6111	西条市飯岡西原1995-4 西条事業所
四国ガス燃料(ガス漏れ感知)	0897-47-6677	新居浜市萩生1142

※ 本校と新居浜市は、「災害時相互応援協定」を締結している。本校の連絡窓口は教頭、新居浜市の連絡窓口は危機管理課長及び副課長である。

(2) 施設・設備・備品の整備

ア 通信・情報収集手段

(ア) 事故・災害発生時の通信・情報収集手段

○防災ラジオ・テレビ(職員室、事務室)、パソコン、個人所有スマートフォン等

○新居浜市防災ウェブサイト <https://www.city.niihama.lg.jp/site/bousai/>

○ハローニュー新居浜FM78.0 <https://www.hello78.jp>

○えひめの防災・危機管理 <https://ehime.my.salesforce-sites.com/>

○防災情報(気象庁) <https://www.jma.go.jp/>

○防災情報提供センター(国土交通省) <https://www.mlit.go.jp/saigai/bousaijoho/>

(イ) 停電発生時の校内の情報伝達手段

拡声器〔職員室(2台)、体育教官室(2台)に保管〕

(ウ) 外部との相互通信のための手段

○県教委とは、電話・FAX、校務系メール・メッセージ等で通信する。

○新居浜市役所とは、電話・FAX等で通信する。それらが不可の場合は、直接訪問する。

イ 緊急時持ち出し品・文書等の整備・管理

(ア) 非常持出袋〔職員室〕※教頭席後ろの戸棚

安否確認	安全の確保
生徒連絡先一覧	危機管理マニュアル(5)
クラス写真	防災倉庫、体育館倉庫の鍵(事務室にも常備)
教職員名簿	携帯ラジオ、電池、筆記用具
教職員緊急連絡先一覧	校舎平面図、施設及び器具配置図
避難時点呼確認用紙	新居浜市総合防災マップ
事故・事件・災害等対応記録	新居浜市避難所運営マニュアル

※適宜、連絡先一覧等(年度初め)やマニュアル等(改訂時)を入れ替える。

※職員室に常備し、非常時には教頭(不在時は教務課長・総務課長等)が持ち出す。

(イ) 緊急時持出医薬品〔保健室〕

非常時用救急箱

(ウ) 重要物品・重要書類の保管・整備〔事務課〕

〔保管物〕 校長印、職印、学校沿革史、職員人事関係書類等、卒業生台帳、指導要録

〔保管場所・保管方法〕 事務室内の耐火・防水金庫に施錠保管

ウ 事故・事件・災害等発生時の情報整理様式

生徒が事故・事件・災害等の被害に遭ったときは、以下の様式を用いて情報を整理し、校長に報告する。

事故・事件・災害等対応記録	
生徒名	○年○組○番 氏名○○○○
連絡先	保護者名○○○○ 電話番号○○○—○○○○—○○○○
保護者への連絡状況	
発生日時	令和○年○月○日(○)○時○分頃
発生場所	
概要	
発生時の様子、症状 (意識・出血・外傷等)	
応急措置の状況 (人工呼吸・AED等)	
病院への搬送	令和○年○月○日(○)○時○分頃 ○○病院(電話番号○○○○—○○—○○○○)に搬送
容態、その他	

エ 備品・備蓄品

(ア) 体育館東側の防災倉庫(備蓄品)

※鍵は事務室「190 防災用備蓄倉庫」

新居浜市からの備蓄品	学校備蓄品
LED 投光器 (2)、発電機(2)、ドラム(2)	ヘルメット (10)、軍手(24)
ガソリン携行缶 20L (1)	懐中電灯(4)、ランタン (4)、電池
トイレ 24L タイプ (2)、トイレ用手すり(2)	立入禁止テープ(1)
パーソナルテント (1)	土のう袋(100)

(イ) 体育館2階グラウンド側の倉庫(備蓄品)

※鍵は体育教官室「6女子教員更衣室」

エアベッド (4)	ポータブルウォーターバック 5L (10)
防風ガスコンロ (4)	学童用マスク 50 枚 (2)
ガスコンロ用ボンベ (12)	除菌シート (3)
携帯トイレセット 10 回用 (3)	レスキュー寝ぶくろ (5)
緊急対策用トイレ袋 (25)	天然ゴム極うす手袋 M (100、L (100)
透明ポリ袋 70L (100)、45L(100)	サランラップ大 50m (6)
黒ポリ袋 45L(80)	

(ウ) 体育館2階グラウンド側の倉庫(水・食料)

※鍵は体育教官室「6女子教員更衣室」

備蓄物	消費期限
水ペットボトル 500ml (7年保存)	2029年9月
米粉クッキー (7年保存)	2031年7月

※卒業時や異動時に返却する。

(3) 家庭・地域・関係機関等との連携

ア 家庭との連携

(ア) 学校から家庭への情報伝達手段

- ①電話 ②マチコミ ③ホームページ ④teams (生徒)

(イ) 家庭から学校への情報伝達手段

- ①電話 ②マチコミ

(ウ) 電話等が利用不能な場合の代替手段

- ①家庭訪問(不在時はメモ) ②避難所への巡回(避難所への掲示)
③学校玄関付近への掲示 ④新居浜市の広報(依頼)

※入学時に、保護者及び生徒にマチコミへの登録を要請する。

イ 地域・関係機関等との連携 (P39~40 参照)

愛媛県教育委員会	指導・助言、情報の提供、スタッフの派遣等
新居浜市役所	避難所の運営に関する検討等
新居浜市消防本部	避難訓練の支援、心肺蘇生法講習会の講師派遣等
新居浜警察署	不審者情報の提供、防犯教室の講師派遣、防犯パトロール等
近隣の学校	不審者情報の共有、事故等発生時のサポート等
P T A	防犯パトロール、通学路の安全点検、事故等発生時の協力等

ウ 避難所への対応

(ア) 生徒の安全確保や教育活動の維持のために、避難所エリア(開放区域)と教育活動エリア(非開放区域)を明確にする。

(イ) 学校管理者として、施設・設備の安全確認、危険区域及び非開放区域等への立入禁止措置を行う。

(ウ) 避難所運営協議会等の自治組織に参加し、必要な支援を行う。

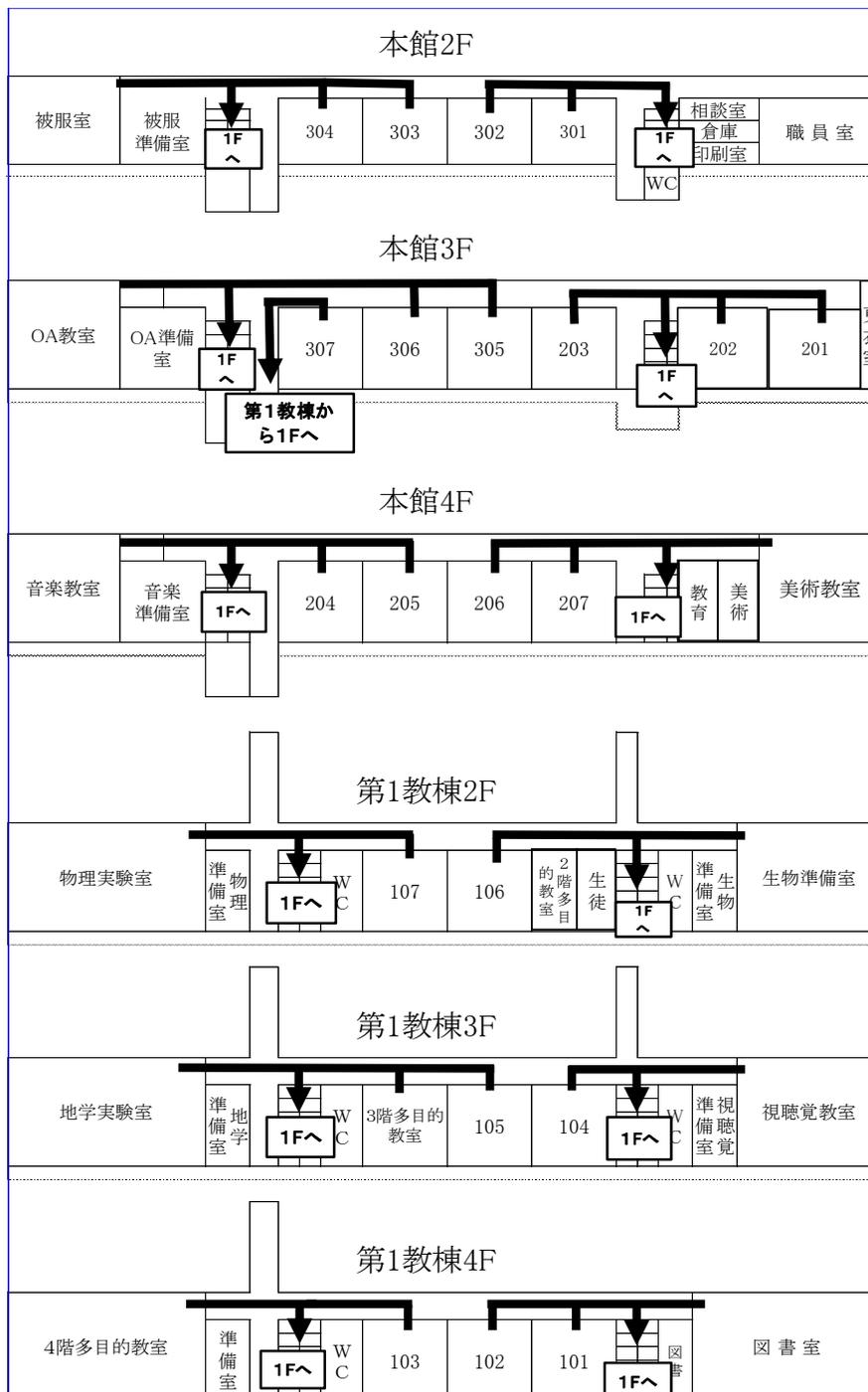
(4) 避難計画・避難訓練

ア 避難計画 (P28~31参照)

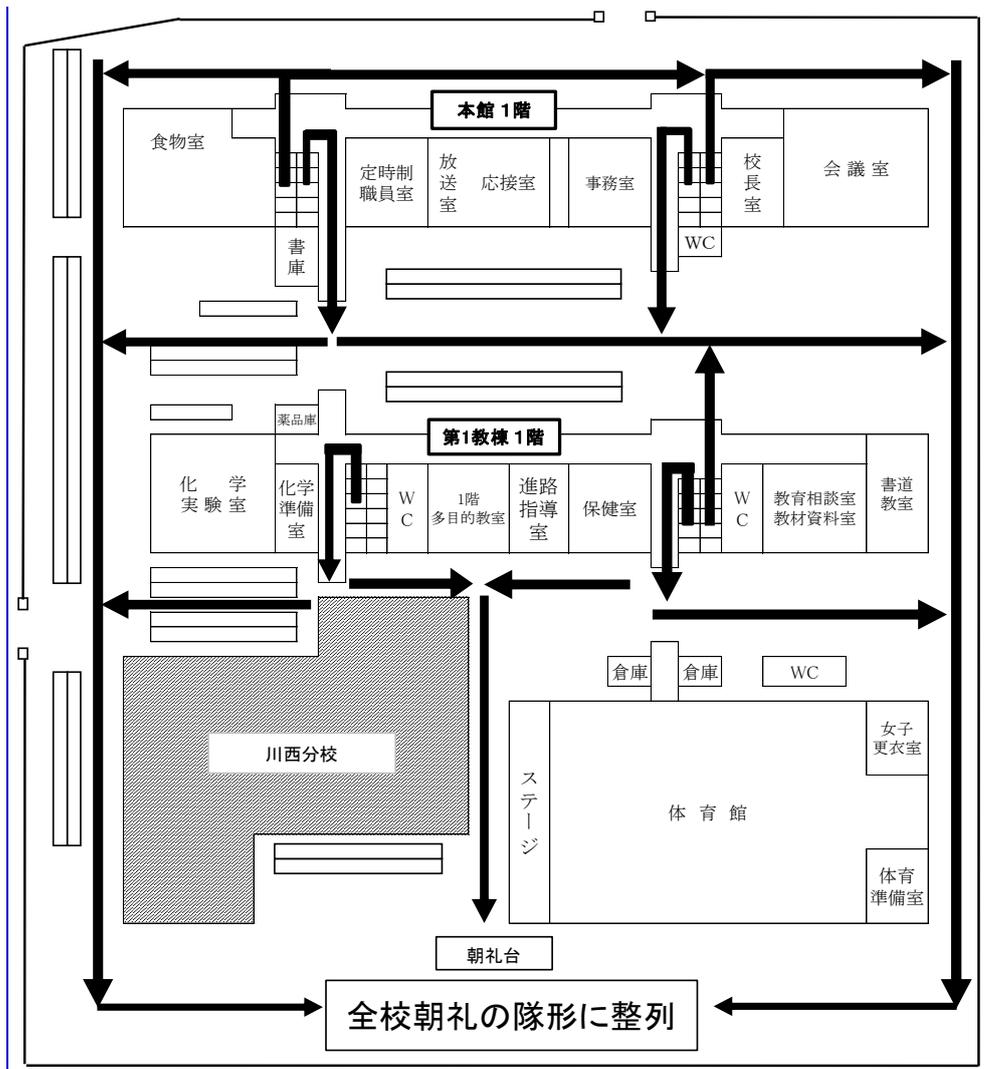
(ア) 避難場所

初期避難	机の下(又は「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所)
一次避難	本校グラウンド(状況によっては体育館)
二次避難	津波発生時は各教棟3~4階 又は 滝の宮公園

(イ) 避難経路



(事前)3 危機発生対策(避難訓練)



(ウ) 避難誘導方法

- 担当が避難経路の安全を確認した後、グラウンドへ避難し、全校朝礼の隊形に整列する。
- 避難完了後、各ホームルームで点呼を行う。
- 最も近い階段から避難を行うが、火災現場近くの階段は使用しない。
- 津波の際には、指示に応じて各教棟3階、4階へ垂直避難をする。

(エ) 避難計画の見直し

避難訓練の反省、新居浜市消防署等の関係機関の助言等を受け、随時見直すものとする。

イ 避難訓練 ※下表の実施月は目安である。

1学期	防災訓練(4月)、Jアラート訓練(7月)
2学期	Jアラート訓練(9月)、防災訓練(11月)、シェイクアウト愛媛(12月)

- (ア) 様々な事故・災害を想定した避難計画を策定し、避難訓練を計画的に実施する。
- (イ) 実践的な訓練になるように工夫し、予告なしの訓練、休み時間の訓練、けが人が発生した場合の訓練、避難経路が遮断された場合の訓練等の実施に努める。
- (ウ) 訓練に当たっては、新居浜市消防署等の関係機関と適宜連携を図る。
- (エ) 避難訓練を基に検証し改善点がある場合、文部科学省等の指針の変更や有用な情報の入手等があった場合は、危機管理マニュアルを随時見直す。

エ 避難器具の使用法

(1) 本館



【救助袋 (本館)】

上部操作

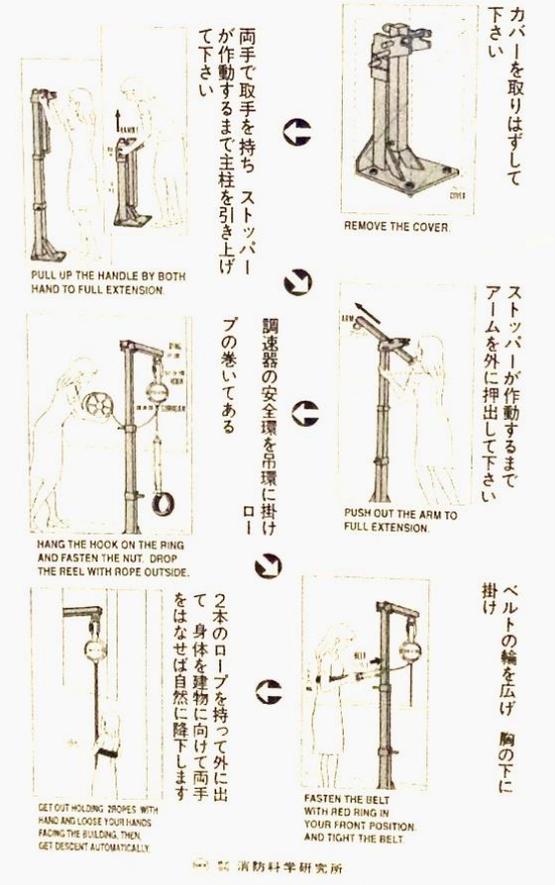
- ①キャビネットの天蓋を取り除き
- ②キャビネットの前板を取り除き
- ③投げ網の砂袋を投下し
- ④袋本体を投下させ
- ⑤入口枠を引起して
- ⑥足より降下する

下部操作

- ①ロープを引っ張り固定環に近づけ
- ②滑車を固定環に引っ掛け手前に引っばる
- ③ロープを強くはりハドメにする
- ④出口のロープを足でおさえ展張完了の合図を送る
- ⑤手を挙げ足をそろえて降下する
- ⑥足を拡げてスピードを調節する

(2) 第1教棟

避難器具
スローダン125 使用法
HOW TO USE THE ESCAPE EQUIPMENT



【避難器具 (第1教棟)】

- カバリーを取り外してください
- ⇒両手で取手を持ち、ストッパーが作動するまで主柱を引き上げてください
- ⇒ストッパーが作動するまでアームを外に押し出してください
- ⇒調速器の安全環を吊環に掛けロープの巻いてある
- ⇒ベルトの輪を広げ、輪の下に掛け
- ⇒2本のロープを持って外に出て、身体を建物に向けて両手をはなせば自然に降下します



オ 屋内消火栓の使用方法

[本館・体育館の消火栓]

- ① 火災報知器のボタンを押す。
- ② 消火栓ボックスの戸を開ける。
- ③ ノズルを取り出す。
- ④ バルブを開ける。
- ⑤ ノズルを開けて放水する。



[第1教棟の消火栓]

- ① 消火栓ボックスの戸を開ける。
- ② ホースを伸ばす。
- ③ ボックス内の消火ポンプ起動スイッチを入れる。
- ④ 開閉弁を開く。
- ⑤ 出火場所へ行き放水する。



カ 屋内消火栓の停止方法

[本館・第1教棟の消火栓]

- ① バルブを閉める。
- ② ポンプ室の消火ポンプ制御盤の停止ボタンを押す。

[体育館の消火栓]

- ① 消火栓の上の火災報知器復旧スイッチを押す。
- ② 体育教官室の火災受信機の復旧ボタンを押す。
- ③ バルブを閉める。
- ④ ポンプ室の消火ポンプ制御盤の停止ボタンを押す。

キ 消火器の使用方法

- ① 風上に立ち、消火する位置を決める。
- ② 安全栓を抜く。
- ③ ノズルをしっかりと持ち、炎ではなく火元に向ける。
- ④ レバーを握って、手前から掃くように消火剤を放射する。

※油鍋には近づけすぎない。

※消火器で消火できるのは、火が天井に達するまでである。

(6) 安全教育

ア 「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について、理解し、正しい判断に基づき、進んで安全な行動ができるようにすることを、安全教育の目標とする。

イ 学校安全年間計画 (P 5) に基づき、教育活動全体を通して実施する。

ウ 地域に根ざした学びにより生徒の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。

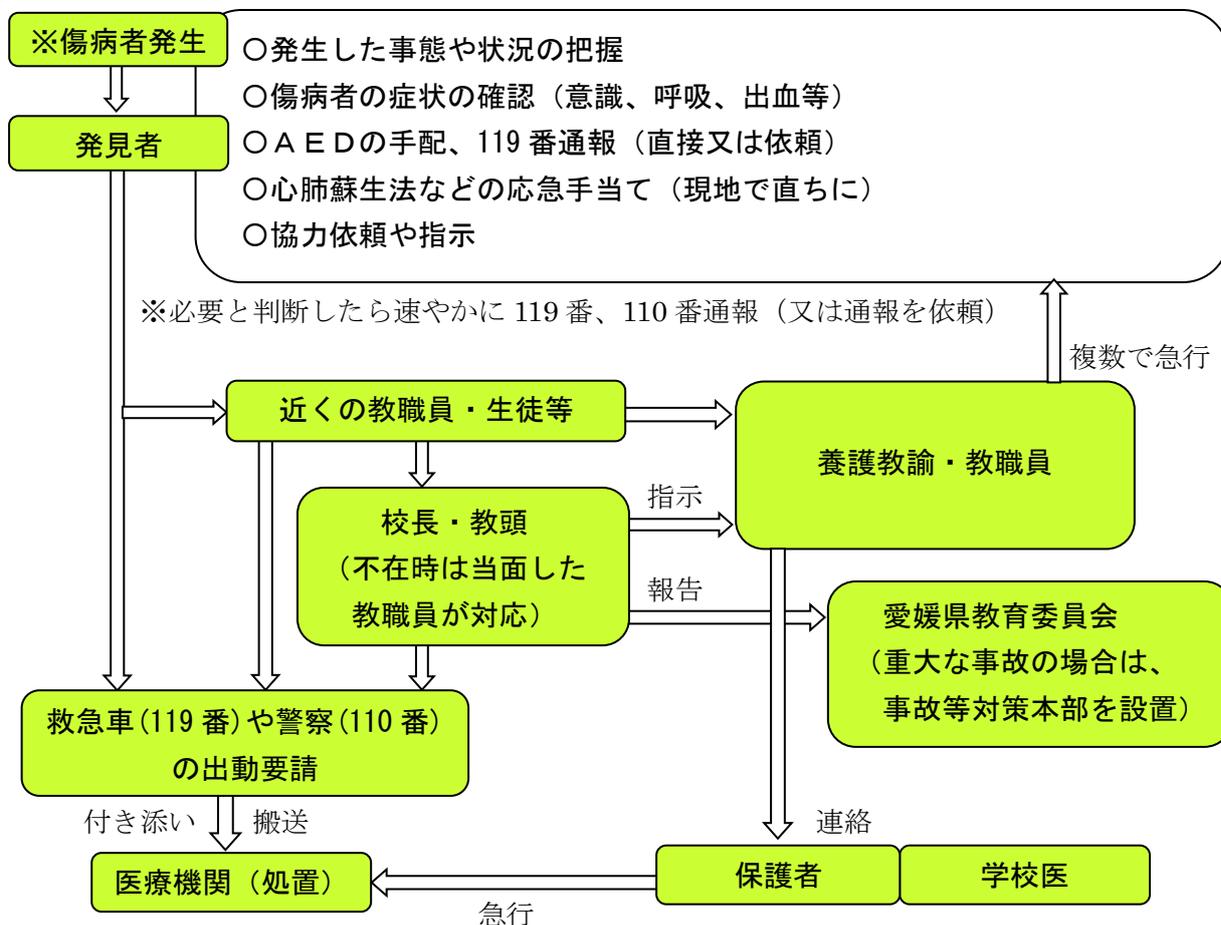
エ 自分にとって都合の悪い情報を無視、過小評価する正常化の偏見(バイアス)への理解を深める。

オ 安全教育の実施後、学習への取組状況の観察や成果物、生徒・保護者・教職員アンケート、講師の講評等、多様な方法で評価し、指導計画を見直す。

II 発生時(初動)の危機管理

1 傷病者発生時の対応

(1) 基本的対応



※ 保護者がすぐに病院に来られない場合は、医師の説明やけが等の状況を正確に記録する。

※ 「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」加入者を対象に、学校の管理下で生じ、医療保険各法に基づく療養に要する費用の額が1つの災害につき500点以上の治療費が発生したけが等に対して、治療費が支給される。

(2) 一次救命措置の手順

①安全確認

〈反応はあるか?〉 → (あり) 具合を尋ねる
↓ (なし or 判断に迷う)

②大声で応援を呼ぶ(119番通報・AED依頼)

〈普段どおりの呼吸はあるか?〉 → (あり) 様子を見ながら応援・救助隊を待つ
↓ (なし or 判断に迷う)

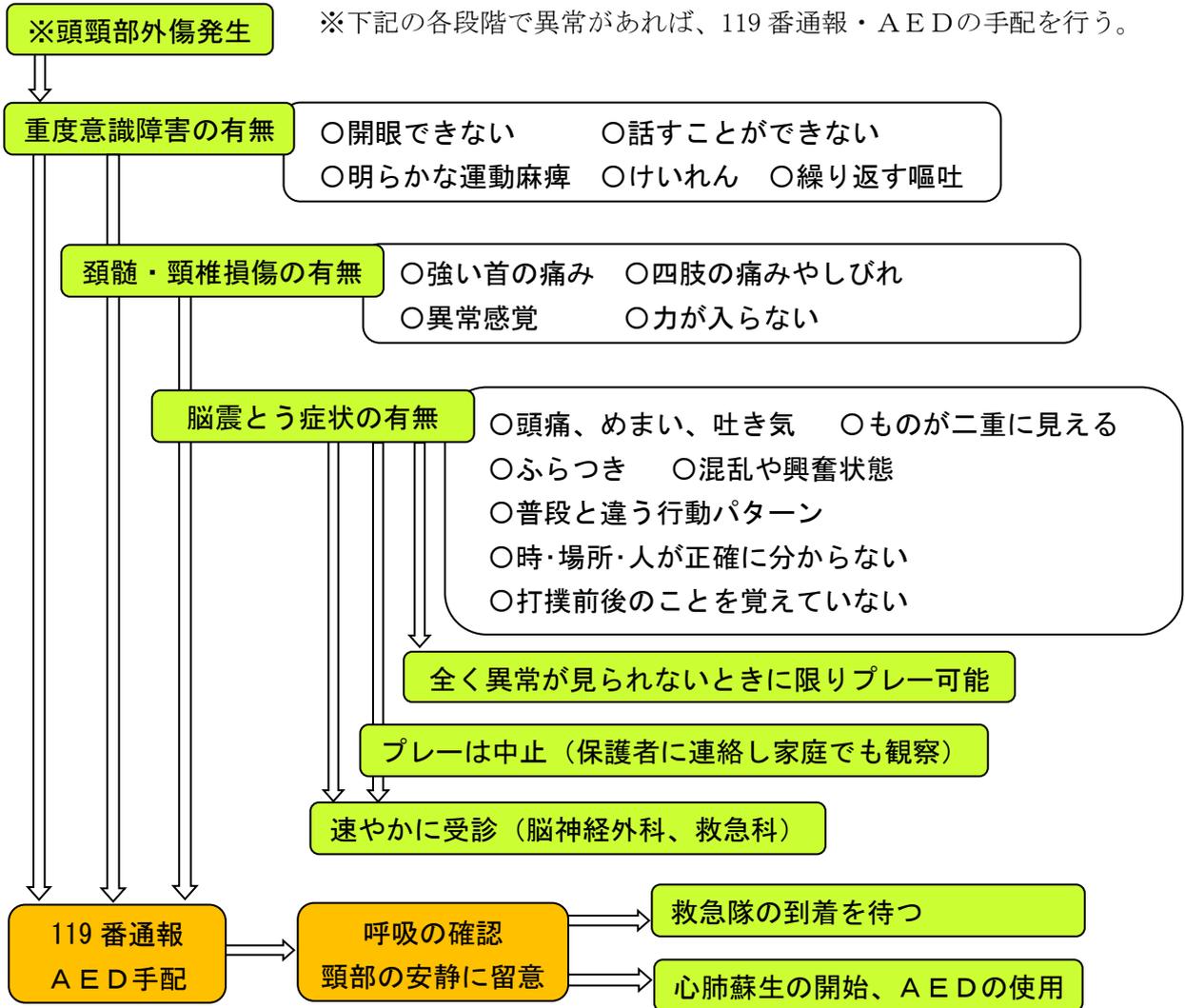
③直ちに胸骨圧迫を開始する

※強く(約5cm)、速く(100~120回/分)
※人工呼吸の技術と意思があれば、胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組合せ

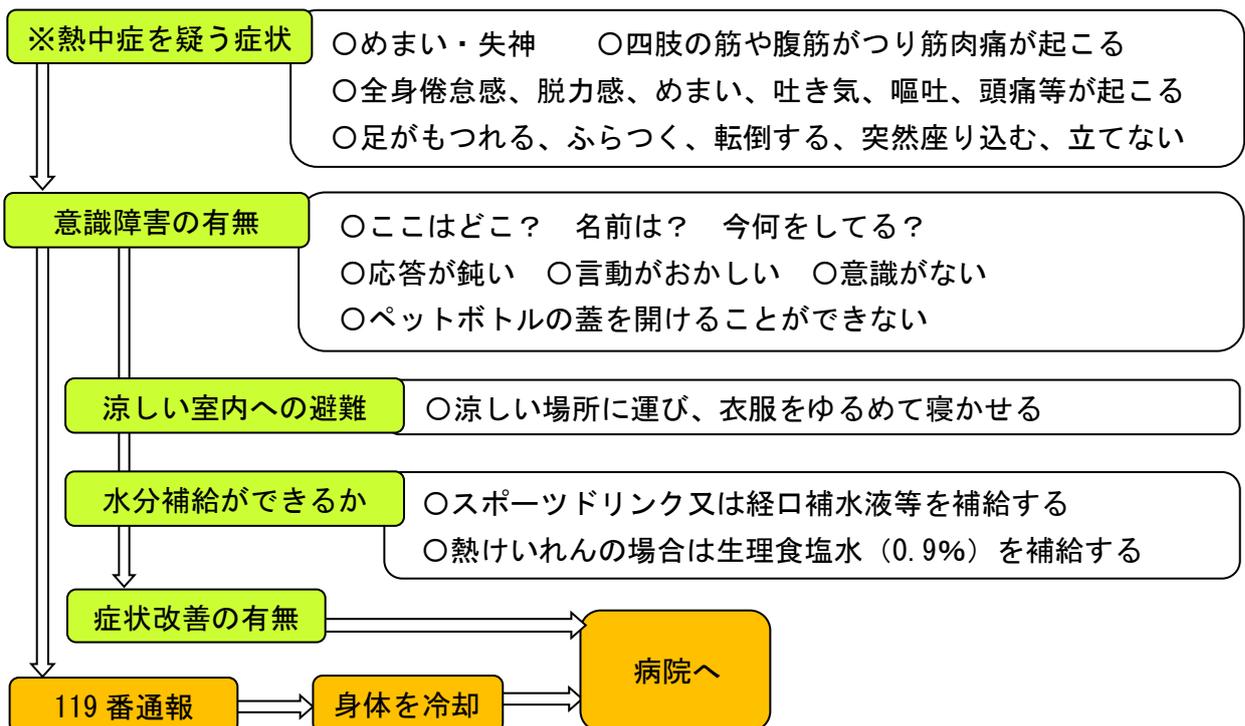
④AEDを装着する

※AEDの心電図解析に従い実施(電気ショックの必要がなければ胸骨圧迫を継続)

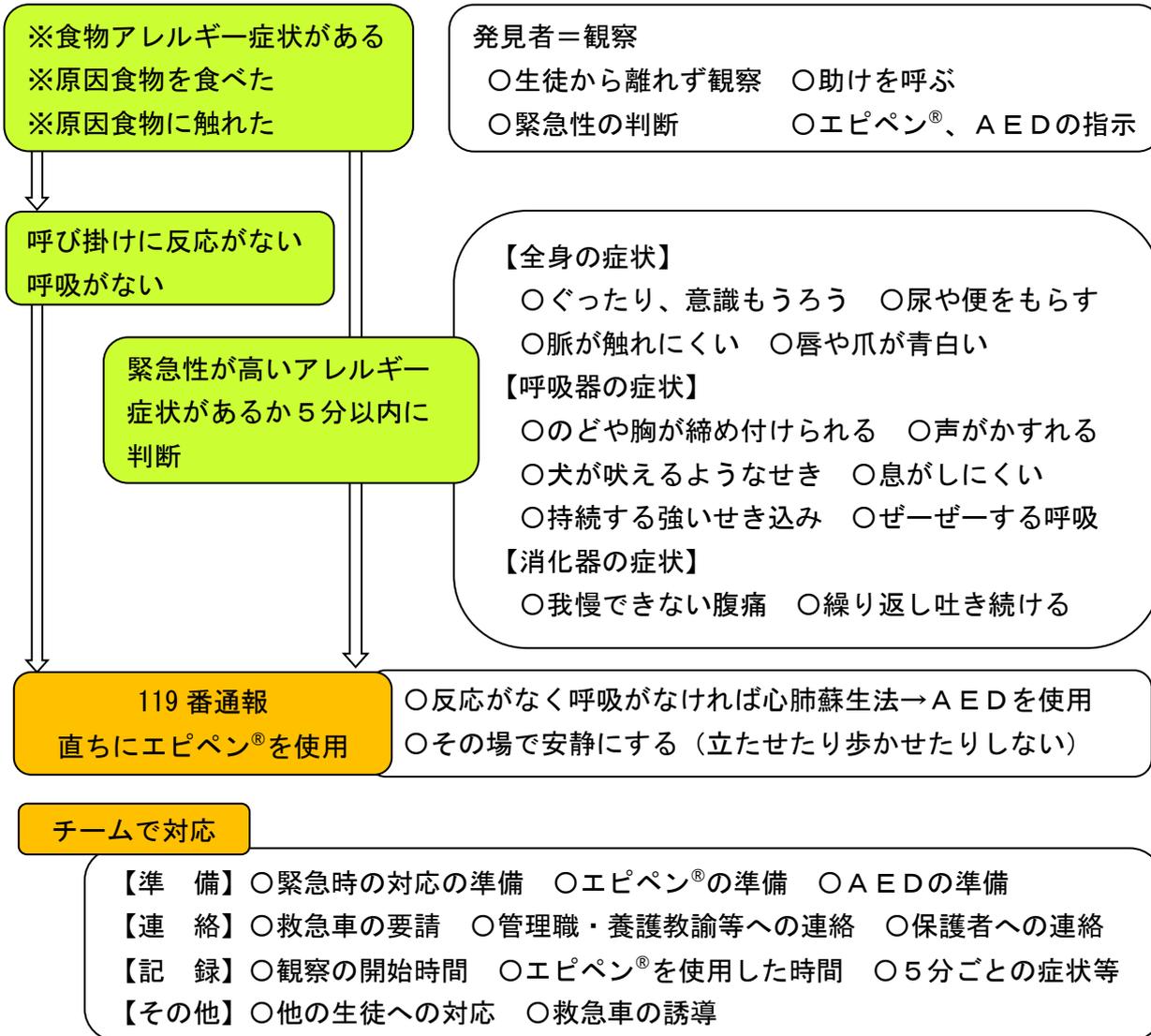
(3) 頭頸部外傷への対応



(4) 熱中症への対応



(5) 食物アレルギー (アナフィラキシーショック) への対応



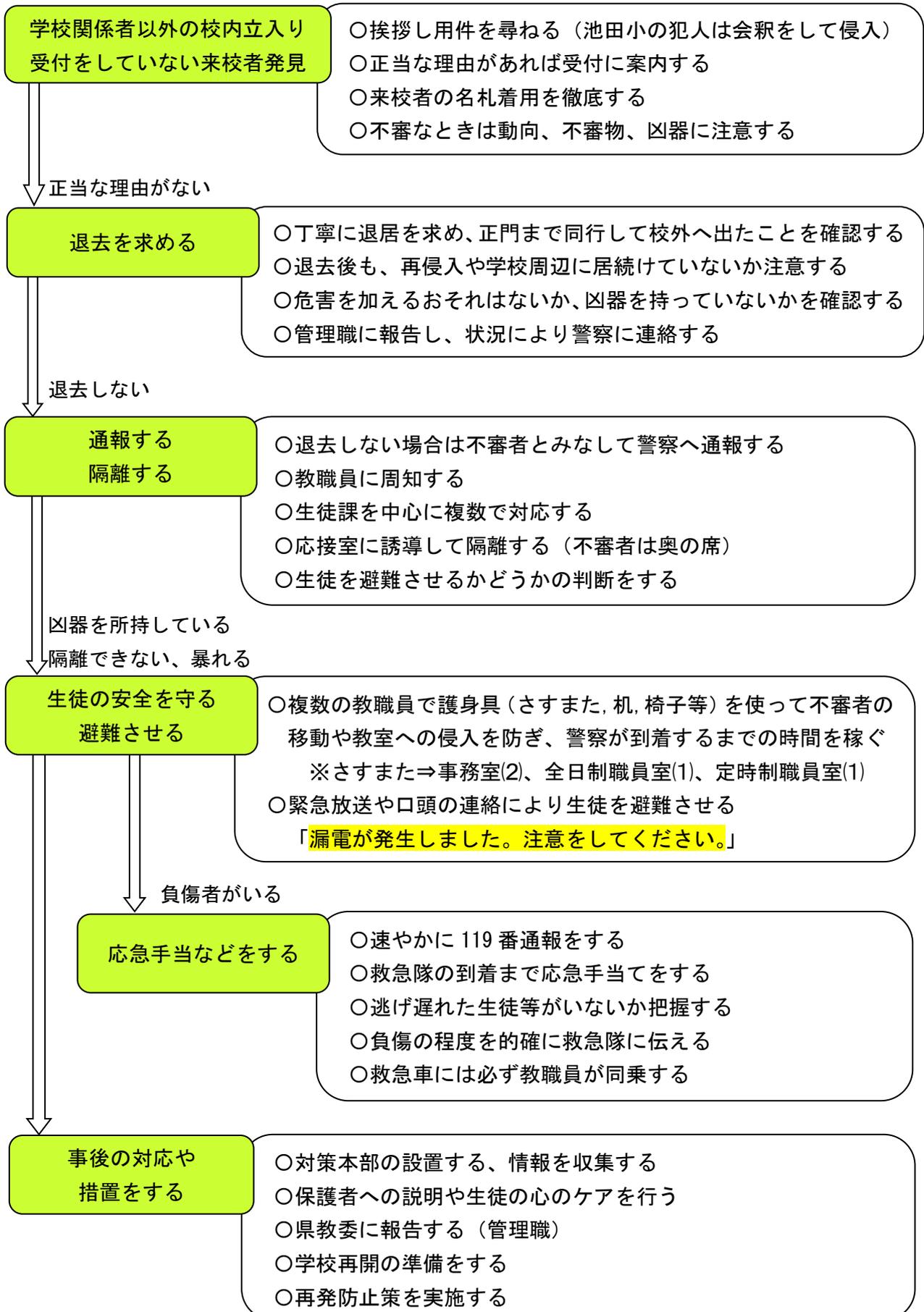
【エピペン®の使用方法】

- ①携帯用ケースからエピペン®を取り出す。
- ②青色の安全キャップが浮いていないか、薬液が変色していないか、また沈殿物がないか確認する。
- ③オレンジ色のニードル (針) カバーを下に向け、利き手で持つ。
- ④もう片方の手で青色のキャップをまっすぐ上に外す。
- ⑤本人以外が打つ場合、足が動かないように固定する。
- ⑥衣服の上から打つ場合、ポケットの中身を取り出す。
- ⑦太ももの前外側に垂直になるように、オレンジ色のニードル (針) カバーの先端を当てる。
- ⑧カチッと音がするまで強く押し当て、数秒間待つ。
- ⑨エピペン®を太ももからはなす。オレンジ色のニードル (針) カバーが伸びていることを確認する。
- ⑩使用済みのエピペン®を携帯用ケースに戻す。

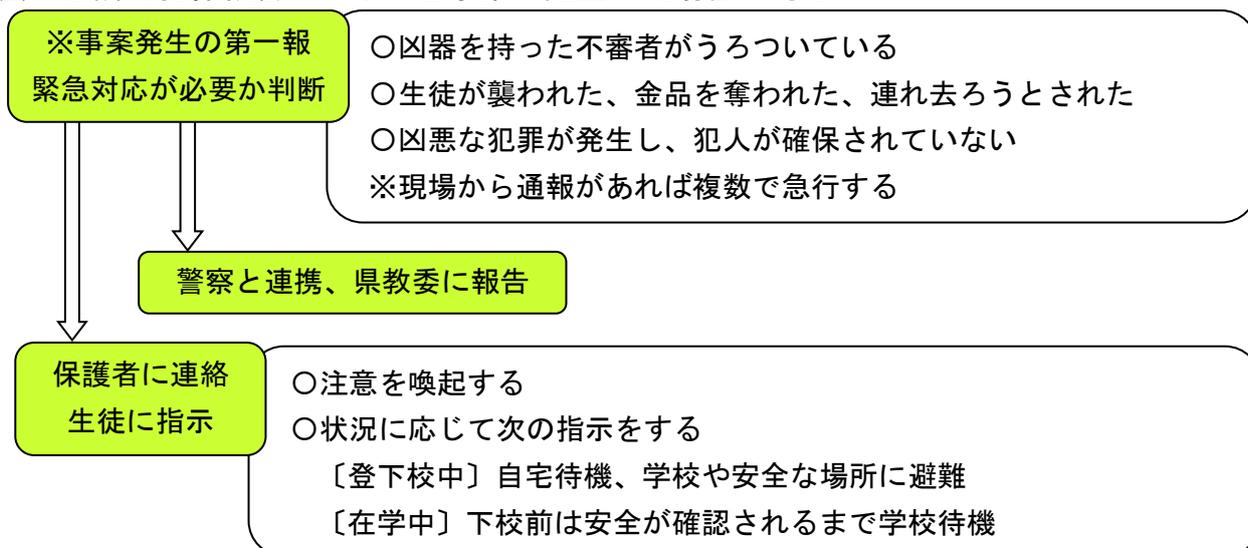
2 犯罪被害発生時の対応

※大阪教育大学附属池田小学校事件(H13)の教訓を生かす

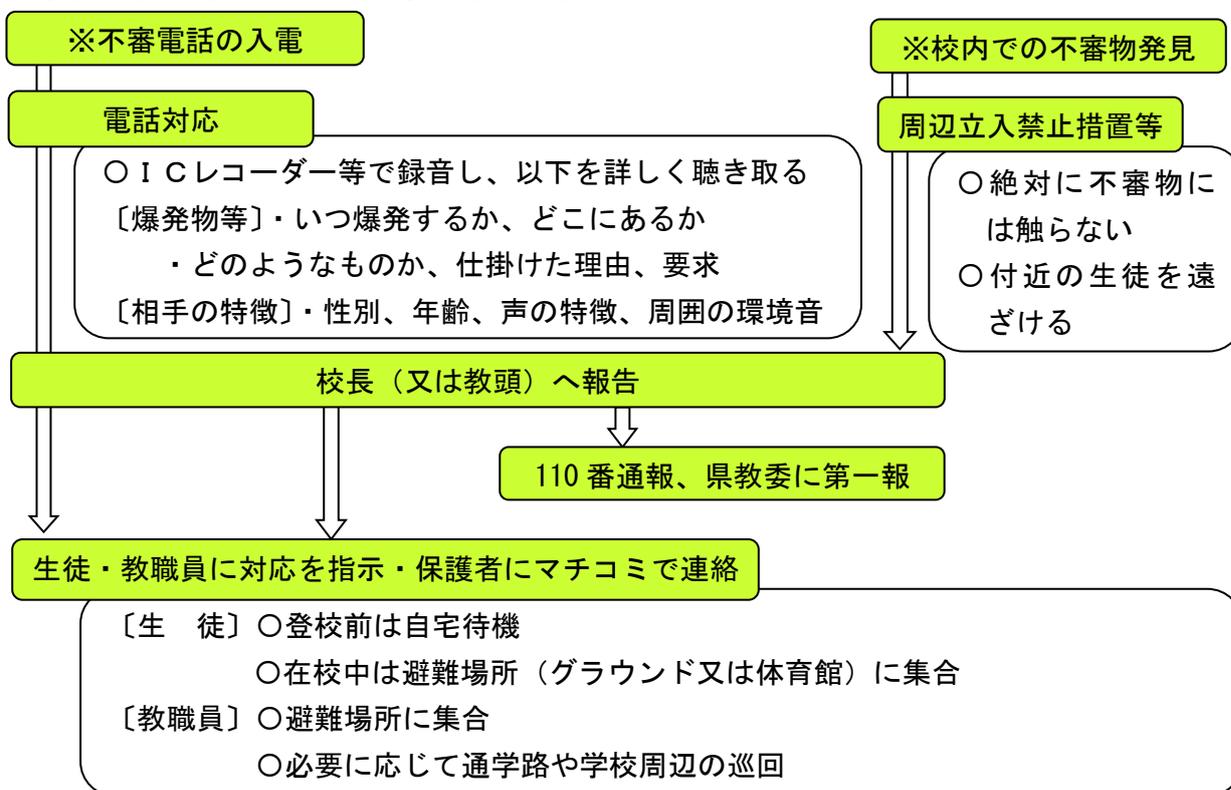
(1) 不審者侵入時の対応



(2) 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

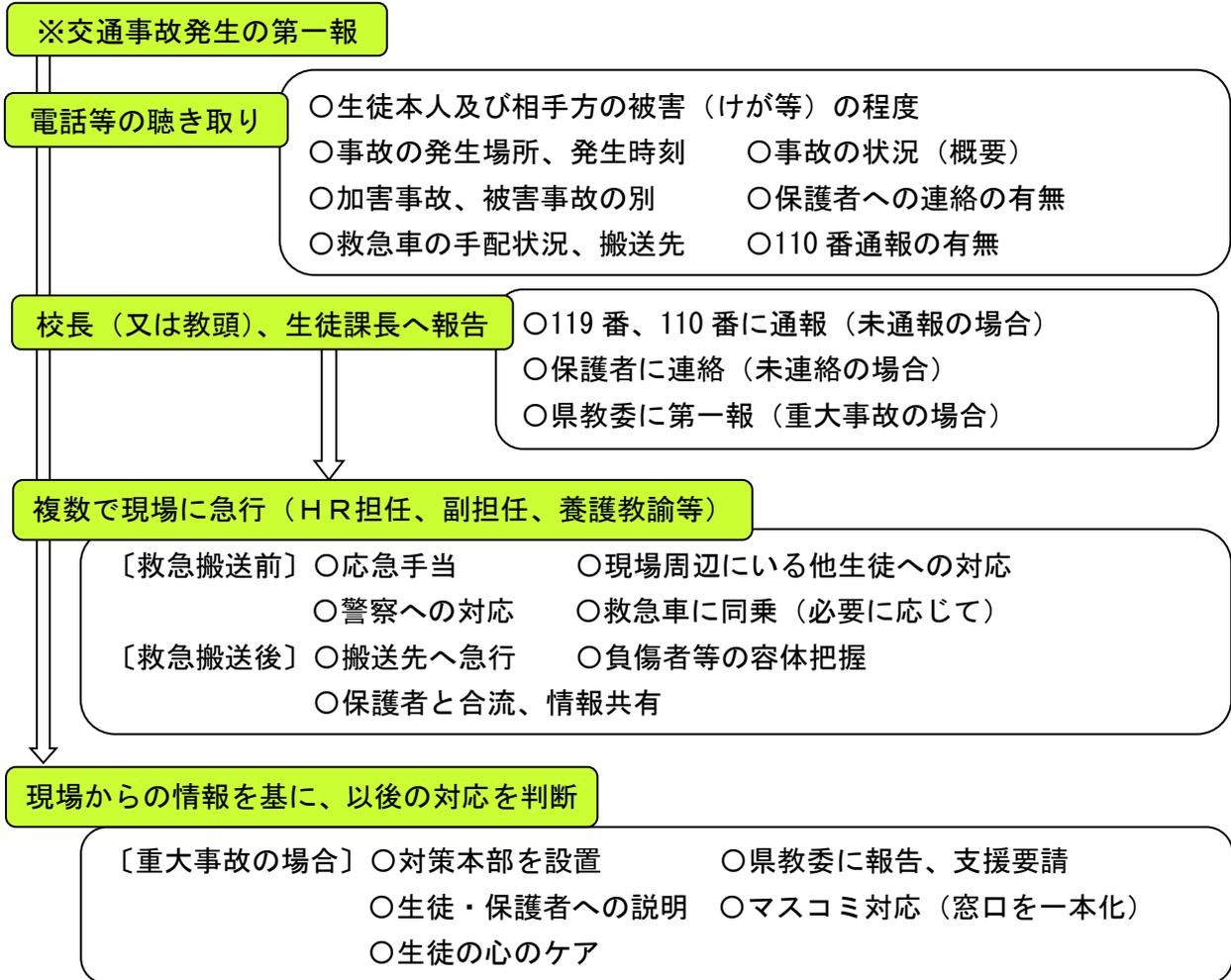


(3) 学校に犯罪予告・不審物等があった場合の対応



3 交通事故発生時の対応

(1) 生徒が交通事故に遭った場合の対応



※ 県下の高校で自転車乗車時のヘルメット着用義務化(平成27年4月)

※ 「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」一部改正により、自転車損害保険等への加入義務化(令和2年4月)

(2) 教職員が交通事故に遭った場合の対応

ア 県教委の通知(令和3年1月)

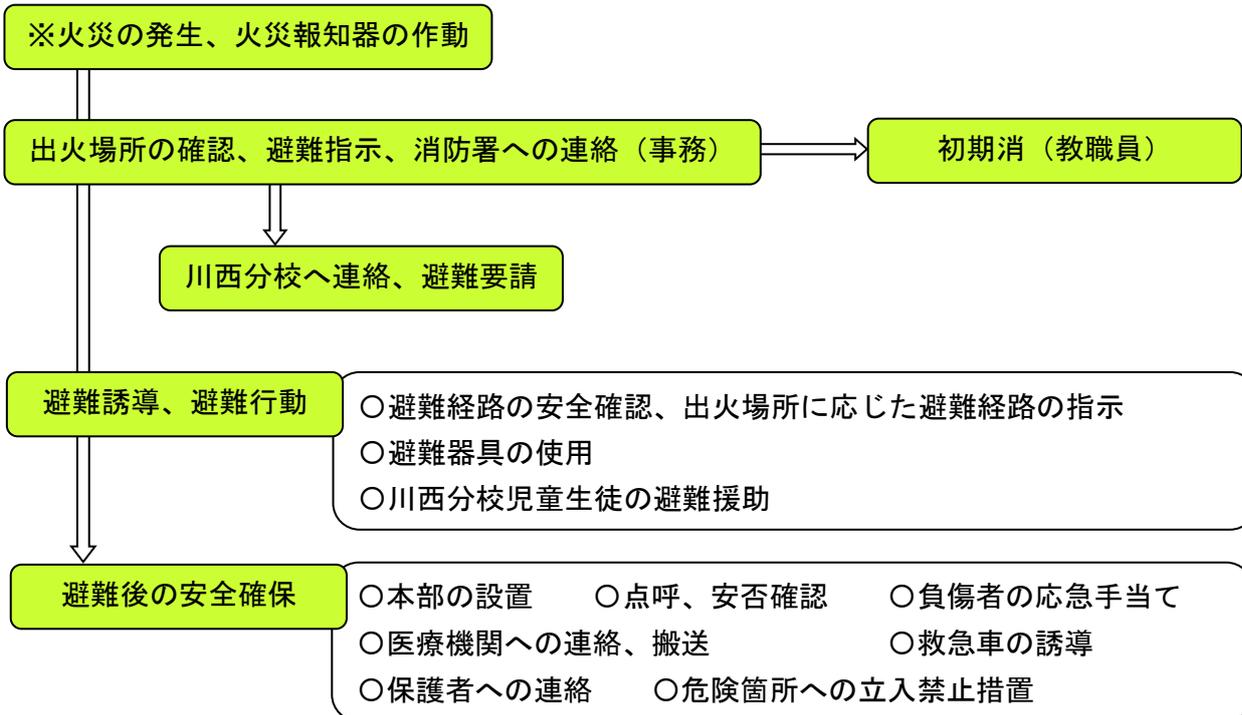
「教職員の交通事故・違反については、内容の軽重を問わず、全ての事案について事故等報告書を高校教育課教職員係に提出する。」

イ 管理職に「教職員の交通事故・違反報告書(様式第1号)」を提出する。記載内容な次のとおりである。

- 〇事故等の種別(人身、物損、違反)
- 〇事故の区分(加害、双方不注意、被害、不明)
- 〇公私の別(校務中、通勤途中、私用)
- 〇所属、職名、氏名、生年月日、年齢
- 〇発生日時、発生場所
- 〇相手方の氏名等
- 〇使用車両(教職員方、相手側)
- 〇事故等の概要
- 〇損害の状況(教職員方、相手側)

4 災害発生時の対応

(1) 火災発生時の対応



(2) 火災発生時の緊急避難

ア 避難器具設置場所

本館3・4階の廊下(2箇所)救助袋



第1教棟3・4階廊下(2箇所)避難器具



イ 避難器具の使用方法

P20 参照

ウ 消火栓・消火器の使用方法

P21 参照

(3) 火災発生時の留意事項

ア 本校生徒の避難後、川西分校児童生徒の避難援助を組織的に行う。多くの児童生徒が車椅子やバギーを使用しており、階段を使って避難するため、多くの人員を要する。

イ 川西分校で火災が発生した場合、川西分校児童生徒は、渡り廊下から本校に避難した後、階段を使って避難する。

(2) 気象災害発生時の対応

ア 大雨等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

(ア) 防災気象情報等の収集

リアルタイム気象情報(松山地方気象台ホームページ)、列車運行情報(JR四国ホームページ)等で情報を収集する。

(イ) 臨時休業等の判断基準

	判断基準	対応
登校前	新居浜市・居住市町に特別警報、暴風警報、大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報が発令	自宅待機
	上記警報が12時までに解除	登校
	上記警報が12時以降も継続	臨時休校
在校中	上記警報が発令	授業打ち切り、下校
模試・補習	新居浜市に上記警報が午前7時の時点で発令	中止、延期
	居住市町に上記警報が午前7時の時点で発令	状況により判断
その他	避難指示発令時、保護者が危険と判断した場合	自宅待機

(ウ) 臨時休業等の連絡

マチコミ及びホームページで生徒、保護者に速やかに連絡する。

(エ) 県教委(高校教育課)への登校状況報告〔教務主任〕

第一報 8:50までに学年別欠席者数等を報告システムで送信 9:00までに電話連絡

第二報 10:30までに報告システムで送信(以降2時間おきに送信)

※登校後に帰宅させる決定をした場合は、直ちに報告システムでの報告及び電話連絡を行う。

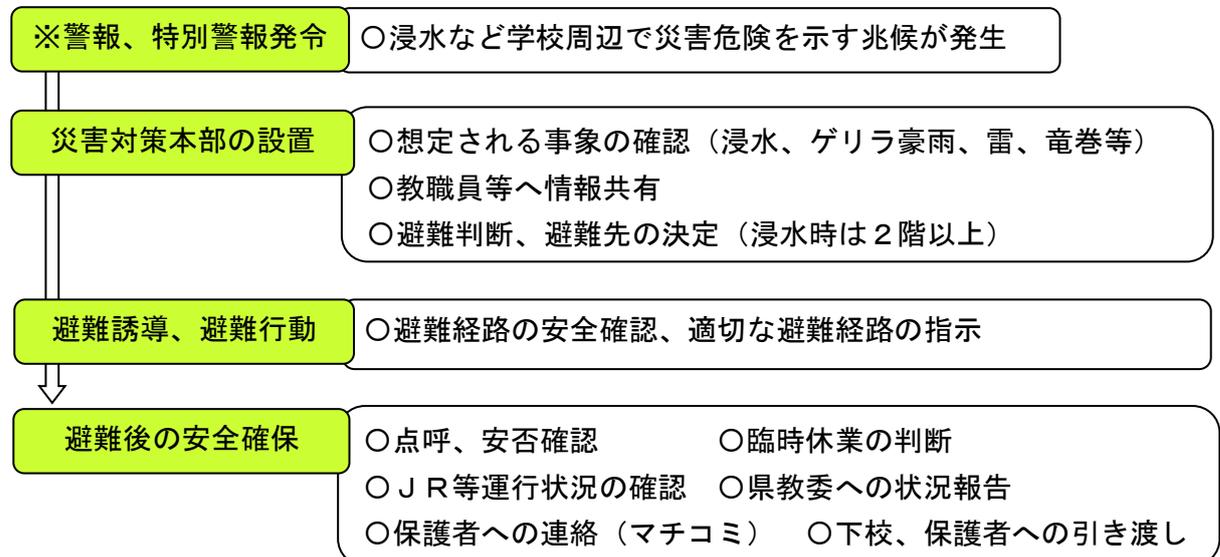
(オ) 県教委(高校教育課施設管理グループ)への被害状況報告〔事務長〕

警報(波浪、高潮、大雪を除く)が発令された市町管内の学校は、週休日等に関わらず、以下により被害の有無等(①被害発生箇所 ②被害状況 ③被害に対する当面の措置 ④授業等への影響)をFAX(089-912-2949)で報告する。〔メール不可、状況により電話連絡可、写真データはメール送信〕

◎ 8:00及び17:00時点で警報発令中(8:00及び17:00までに報告)

◎ 8:00~17:00の間に解除(速やかに報告) 17:00~翌8:00の間に解除(翌8:00まで)

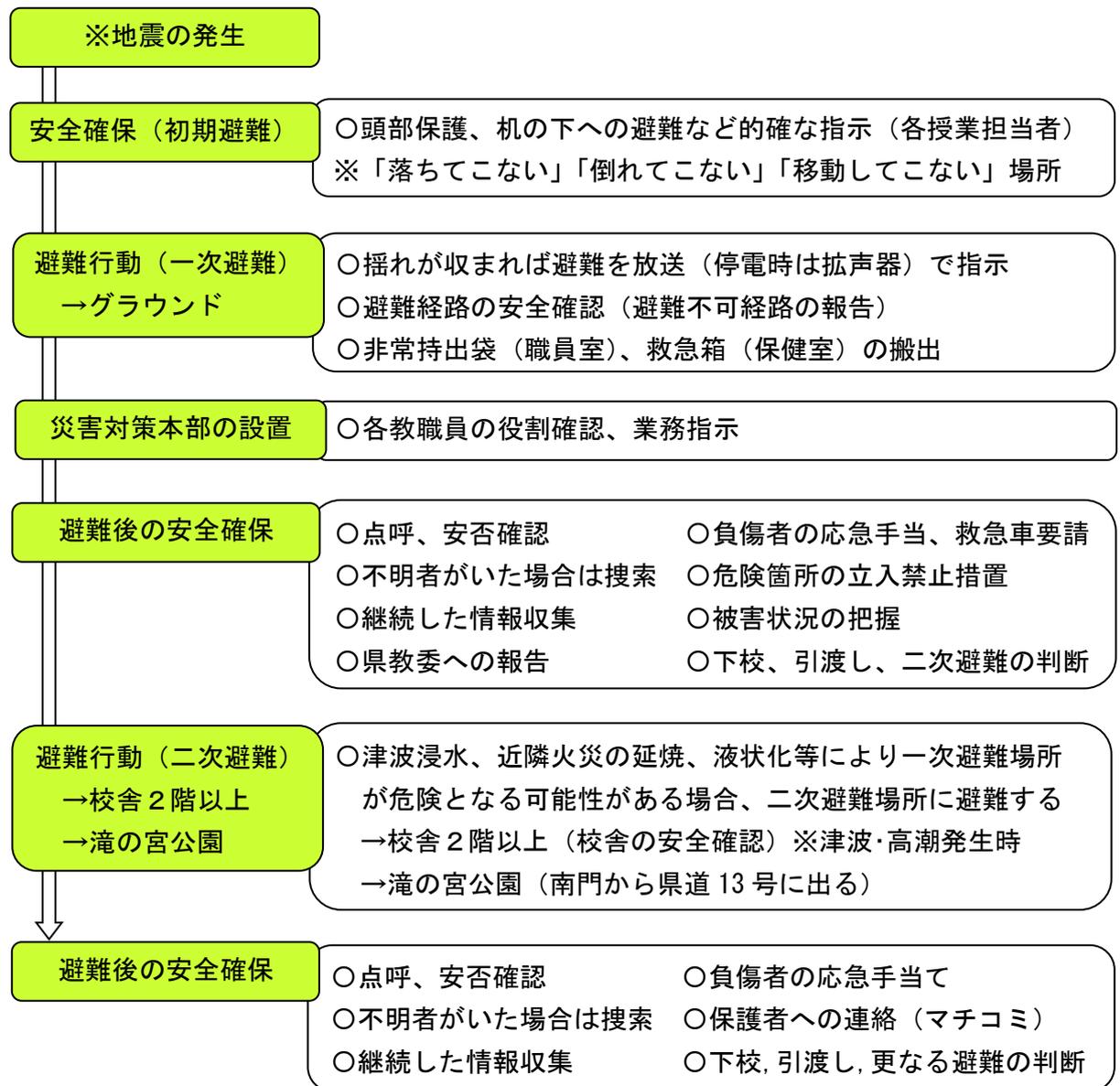
イ 突発的な気象災害等の発生時の対応(在校時)



ウ 避難情報に関するガイドライン(令和3年5月改定)

警戒レベル		避難情報
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保(命の危険、必ず安全確保)
警戒レベル4までに必ず避難する(従来の避難勧告は廃止)		
4	災害のおそれ強い	避難指示(全員、必ず避難)
3	災害のおそれあり	高齢者等避難(高齢者や障がいのある方は避難)
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報(自らの避難行動を確認)
1	今後気象状況悪化のおそれあり	早期注意情報(災害への心構えを高める)

(3) 地震発生時の対応



(4) その他の危機事象発生時の対応(弾道ミサイル)

Jアラート・緊急サイレンと緊急放送
・携帯電話に緊急速報メール

(例)直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、〇時〇分頃、〇〇県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

避難行動

【屋外にいる場合】近くの建物か地下に避難する
【建物がない場合】物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る
【屋内にいる場合】窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
※床に伏せて頭部を守る
※激しい爆風や破片などから身を守るため、状況に応じた避難行動をとる

Jアラート(ミサイル落下情報・ミサイル通過情報)

【屋外にいる場合】口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内又は風上へ避難する
【屋内にいる場合】換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして部屋を密閉する

情報収集

【国民保護ポータルサイト】
http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryuu/hogo_manual.html
【首相官邸ホームページ】www.kantei.go.jp/
【Twitter アカウント 首相官邸災害・危機管理情報】@Kantei_Saigai

(5) 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応

ア 校外活動中に発生した場合の対応

- (ア) 校外活動実施前の事前検討で想定される様々な事故・災害に応じて情報を入手し、事前に設定した避難場所に一時避難する。
- (イ) 修学旅行等でグループ別の個別行動をとっている場合の災害発生に備え、連絡先を明確にし、生徒との連絡手段を確保する。
- (ウ) 引率責任者は陣頭指揮を執って生徒の安全に最善を尽くし、状況を管理職に報告する。
- (エ) 管理職を中心に対策本部を設け、安否確認、保護者への連絡、必要に応じた応援教職員の派遣等を行う。

イ 校内行事中に発生した場合の対応

- (ア) 入学式、卒業式、運動会、苗販売、菊花展等の保護者や地域住民が参加する校内行事では、生徒と共に来訪者を避難誘導する。
- (イ) 多くの来校者が校内におり、個別の対応が難しい場合は、PTA役員に協力を求め、対応を依頼する。

Ⅲ 事後の危機管理

1 事後(発生直後)の対応

(1) 安否確認

ア 生徒が学校内にいる場合

一次避難場所(グラウンド)で安全を確保し、点呼により安否を確認して、本部に報告する。

イ 生徒が学校内にいない場合

ホームルーム担任を中心に教職員が手分けして安否を確認する。電話連絡に加え、状況に応じて家庭訪問を行い、次の確認をする。

- ①生徒の安否、けがの有無・程度
- ②生徒の家族の安否、けがの有無・程度
- ③居場所(避難先)
- ④今後の連絡先、連絡方法
- ⑤被災状況(生徒の様子、自宅家屋の様子、避難の必要性の有無、困っていることなど)

ウ 安否確認の判断基準

校長は、原則として次の判断基準により、生徒の安否確認を指示する。

<p>在校中 校外活動中</p>	<p>○事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動(一次避難)以上の避難行動をとった場合</p>
<p>登下校中</p>	<p>○震度5強(状況により5弱)以上の地震が発生した場合 ○津波警報、大津波警報が発令された場合 ○大雨に関する警戒レベル4(状況によりレベル3)以上が発表された場合 ○新居浜市内で突風、竜巻、雷による被害が発生した場合 ○通学路上で、河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害被害が発生した場合 ○不審者等の情報が入り、危険な状況が考えられる場合</p>
<p>夜間・休日等</p>	<p>○震度5強(状況により5弱)以上の地震が発生した場合 ○津波、気象災害、土砂災害等による大きな被害(避難所が開設されるレベル)が発生した場合 ○その他、犯罪やテロ等の被害が発生し、危険な状況が考えられる場合</p>

エ 安否確認の役割分担及び方法

<p>在校中</p>	<p>授業中</p>	<p>授業担当者</p>	<p>生徒名簿で確認する</p>
	<p>行事中</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>生徒名簿で確認する</p>
	<p>休み時間</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>生徒名簿で確認する</p>
	<p>部活動中</p>	<p>部活動顧問</p>	<p>部員名簿で確認する</p>
<p>校外学習中</p>	<p>引率教職員</p>	<p>生徒名簿で確認する</p>	
<p>登下校中</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>保護者に連絡</p>	
	<p>担任以外</p>	<p>地域を分担し通学路をたどる</p>	
<p>夜間・休日等</p>	<p>ホームルーム担任等</p>	<p>保護者に連絡、家庭訪問</p>	

オ 保護者に電話連絡ができない場合

- (ア) 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言版(Web171)の活用(P13参照)
- (イ) 家庭訪問(不在時はメモ等を残す)
- (ウ) 避難所への巡回
- (エ) 学校への連絡の呼び掛け(ホームページ、マチコミ、正門や避難所への掲示、市の広報)

カ 安否確認のため教職員が通学路、各家庭、避難所等へ赴く場合

- (ア) 原則として複数(二人一組)で行動し、単独行動は避け、二次被害を防止する。
- (イ) 携帯電話等を携帯し、学校に定時連絡を入れ、連絡を途絶えさせないようにする。
- (ウ) 被災状況等に関する情報を収集し、危険箇所等を把握する。
- (エ) 安否確認情報(負傷の有無、被災状況、避難場所等)を集約し、校長に報告する。

(2) 引渡しと待機**ア 判断**

校長は、事故・災害等の発生状況、被害状況、今後の見通し等に関する情報を収集し、生徒の安全を最優先して、下校、引渡し、待機を判断する。

イ 判断基準の目安

下校(集団・個人)	全ての条件を満たす	○震度5弱以下、津波警報、大津波警報の発表なし ○大雨警戒レベル4以上の発令なし ○通学路の危険なし
保護者への引渡し	全ての条件を満たす	○震度5強以上、津波警報、大津波警報の発表なし ○大雨警戒レベル5の発令なし ○地域の大規模な被害の発生なし
待機	いずれかに該当する	○津波警報、大津波警報の発表あり ○大雨警戒レベル5の発令あり ○雷ナウキャストで活動度4の発表あり ○地域に凶器を持った不審者・犯罪者あり

ウ 下校、引渡しを判断した場合

- (ア) ホームページ及びマチコミ等による保護者への連絡
- (イ) 状況に応じた集団下校、下校前の安全指導、教職員の同行
- (ウ) 帰宅方法(いつ、だれと、どのような方法で、どこへ)の記録と情報の集約
- (エ) 残っている生徒の保護

オ 学校待機を判断した場合

- (ア) 校舎、体育館等の安全点検及び待機場所の決定
- (イ) ホームページ及びマチコミ等による保護者への連絡
- (ウ) 事故・災害等に関する情報の継続的収集
- (エ) 備蓄品の活用
- (オ) 県教委への報告、必要に応じた支援の要請

カ 校外学習中に事故・災害等が発生した場合 (P31参照)

校長は、引率責任者と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び生徒の下校・引渡し(現地又は学校)・待機を判断する。通信手段の途絶等により連絡がとれない場合は、引率責任者が判断する。

- (ア) 避難場所への速やかな避難、引渡場所への移動
- (イ) ホームページ及びマチコミ等による保護者への連絡
- (ウ) 事故・災害等に関する情報の継続的収集
- (エ) 引渡し状況に関する情報の集約

(3) 生徒・保護者・報道機関への対応

ア 事故・災害発生時の連絡

(ア) 事故・災害等が発生し生徒等が被災した場合、次のとおり保護者に速やかに連絡する。

第一報	事故等の概況、けがの程度、応急処置や緊急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理し、できるだけ速やかに連絡する。
第二報	事故・災害等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

イ 担当窓口の指名

(ア) 校長は、連絡・支援等の窓口となる担当者を、原則として次のとおり指名する。

教頭	死亡事故、治療期間 30 日以上を負傷や疾病、複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害等
学年主任	その他の事故・災害等

(イ) 人事異動により担当者が交代する場合は、十分な情報共有と引継ぎを行う。

ウ 対応上の留意点

(ア) 保護者の心情に配慮して丁寧に対応し、事実に関する情報を迅速かつ正確に伝える。

(イ) 保護者が希望する場合は、スクールカウンセラーや専門機関の支援を受けられるようにする。

(ウ) 応急対応終了後、基本調査段階、詳細調査段階のそれぞれに応じた支援を行う。

(エ) 兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

(オ) 在校生徒への説明、緊急保護者会、報道発表等を実施する場合は、保護者に了解を得るとともに、発表内容の確認を得る。特に、氏名、年齢、疾病の程度、経緯など、プライバシーに関わる情報は、公表の可否を必ず確認する。

(カ) 生徒が死亡した場合は、特に次の点に配慮する。

① 保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。

② 保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の生徒の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。

③ 保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。

エ 生徒・保護者への説明の判断基準

(ア) 校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、生徒及び保護者に対してその概要を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。

① 死亡事故

② 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病

③ 複数の生徒・教職員が被災するなど重篤な事故・災害

④ 報道やインターネット等を通じて生徒・保護者が見聞する可能性が高い事故・災害

オ 生徒への説明

(ア) 状況に応じて緊急全校集会、学年集会、ホームルームでの説明会を開催する。

(イ) 生徒の心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー等の支援・助言を受ける。

カ 保護者への説明

(ア) できるだけ文書で情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者説明会等を開催する。

(イ) 保護者宛文書には、次のような内容を記載する。

① 事故・災害等の概要(判明した事実の概要)

- ② 休校措置、再開の目途など
 - ③ 保護者説明会の開催予定
 - ④ 心のケア等に関する取組
 - ⑤ その他、必要と考えられる事項
- (ウ) 緊急保護者説明会では、次のような説明を行う。
- ① 事故・災害等の概要(発生日時、場所、被害者、被害程度等)
 - ② 被害者への対応(その後の経過、保護者との連携状況等)
 - ③ 今後の対応(心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携等)
 - ④ 保護者への協力依頼事項(家庭での配慮、地域情報の提供等)
 - ⑤ その他、必要と考えられる事項

キ 報道機関への対応

- (ア) 校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、県教委に連絡し、県教委・学校のどちらが対応窓口になるかについて協議する。
- (イ) 学校が対応窓口となった場合、校長(又は教頭)が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。
- (ウ) 報道機関への対応上の留意点は、次のとおりとする。

正確な事実情報の提供	個人情報、人権等に最大限配慮しつつ、正確な情報を提供する。 ○警察・消防等関係機関の情報を収集し、事実確認を行う。 ○事前に保護者の意向を確認し、発表内容について承諾を得る。 ○県教委に発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。
誠意ある対応	学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう対応する。
公平な対応	報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないようにする。
報道機関への要請	取材可能場所・時間、生徒・教職員への取材の可否等を要請する。
取材者の確認と記録	社名、取材者氏名、電話番号など連絡先を記録する。
明確な回答	誤解が生じないように、以下の点に留意する。 ○確認のとれた事実のみを伝え、憶測や個人的見解は述べない。 ○未決定事項や答えられないことを、その理由とともに説明する。 ○説明の誤りが判明すれば、直ちに訂正を申し出る。
記者会見の設定	多数の取材要請がある場合は、県教委と協議の上、その支援を受けて時間・場所を定めた記者会見を行う。

(4) 教育活動の継続

ア 臨時休業・臨時登校等の措置

- (ア) 校長は、下記の基準に当てはまる場合、県教委と協議の上、臨時休業を判断し実施する。
- ① 震度5強以上の地震(ただし、被害が軽微である場合を除く。)
 - ② 本校に避難所が設置されるなど、大きな被害が出た場合
 - ③ その他、事故・災害等により必要と認められる場合
- (イ) 校長は、臨時休業が一週間以上続くと見込まれる場合、必要に応じて、県教委と協議の上、登校可能な生徒・教職員を対象に臨時登校を判断し実施する。その際、下記の点に留意する。
- ① 校舎等被害の応急措置、危険個所の立入制限を行い、安全を確保する。
 - ② 上下水道や電力、トイレ等のライフラインの復旧状況を考慮する。
 - ③ 通学路の安全性を確認する。

イ 学校教育の再開に向けた被害状況調査

- (ア) 生徒・教職員及びその家族の安否、住宅等の被害状況を取りまとめる。
- (イ) 校舎等の施設・設備の被害状況を把握するとともに、必要な応急措置等を講じる。また、後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録し、校内平面図に位置を明記する。
- (ウ) 学校周辺及び通学路の被害状況を把握し、危険箇所を確認する。

ウ 応急教育に係る計画の作成

- (ア) 教育の場の確保に努め、安全が確認された校舎のほか、必要に応じて他の施設を借用し、県教委と協議の上、仮設校舎の建設、仮設のトイレや給水栓等の設置を検討する。
- (イ) 被害状況に応じて教育課程を再編成し、授業形態の工夫、臨時学級編成、臨時時間割の作成、教職員の再配置、学校行事の実施方法の工夫等を行う。
- (ウ) 避難所運営との調整を行い、立入禁止区域の確認、動線設定、生活ルールの確認を行う。
- (エ) 県教委と協議の上、教育活動の再開時期を決定する。

エ 被災生徒の支援

- (ア) 教科書や学用品等の確保に努める。
- (イ) 就学援助を必要とする生徒を把握し、県教委に報告する。
- (ウ) 避難・移動した生徒及び転出する生徒の実情を把握し、必要に応じて就学手続きを行うとともに、心のケアに努める。

オ 避難所運営への協力

- (ア) 本校に避難所が開設された場合、教職員は、生徒の安全確保、学校機能の維持、教育活動の早期再開を最優先としつつ、施設管理者として避難所の設置・運営に協力する。
- (イ) 避難所が開設された場合、「避難所開設・運用マニュアル」(P.39~40)により対応する。

	災害状況等	避難所の状況	協力内容等
救命避難期	(直後～) ○ライフラインの途絶 ○地域社会の混乱 ○継続する余震 等	〔事故等発生〕 ①地域住民等の学校への避難	○施設設備の安全点検 ○開放区域の明示 ○駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) ○消防・警察・自衛隊等の救助開始	②避難所の開設 ③避難所の管理・運営	○名簿作成 ○関係機関への情報伝達と収集 ○水や食糧等の確保 ○衛生品の管理と仕分け、配布等 ○衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) ○近隣地域等からの救援物資等 ○応急危険度判定士による安全点検	④自治組織の立ち上がり ⑤自治組織の確立	○自治組織への協力 ○ボランティア等との調整 ○要援護者への協力 等
学再校開機能	(数週間後～) ○仮設住宅等への入居	⑥避難所機能と学校機能の同居 ⑦避難所機能の解消と学校機能の正常化	○学校機能再開のための準備

2 心のケア

(1) 生徒の心のケア

ア ホームルーム担任、養護教諭を中心に、日常生活の健康観察、面談、アンケート調査、保健室の来室状況、保護者等からの情報収集等により、生徒の心身の健康状態を把握する。

イ 事故・災害等を経験したことにより、情緒・行動・身体・認知面等にトラウマ反応が現れた生徒の支援に努める。

ウ 生徒の心のケアが必要と認められる場合は、教育支援委員会を開催し、心のケア体制を確立する。

エ 必要に応じて専門機関や関係機関との連携を図る。特に、次のような症状が見られた場合は、スクールライフアドバイザーや精神科医等専門家、関係機関等との連携を図り、支援する。

(ア) 急性ストレス障害〔ASD〕

事故等の遭遇した恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、そのときの出来事を繰り返し思い出し、情緒不安定、睡眠障害などが3日から1ヶ月持続する。

(イ) 心的外傷後ストレス障害〔PTSD〕

上記アの状態が1ヶ月以上持続する。

(2) 教職員の心のケア

ア 校長は、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮する。

イ 教職員は、生徒への適切な支援のためには、自身の健康管理が重要であることを理解する。また、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

3 報告・調査・評価・検証・再発防止

(1) 県教委への報告、支援要請

ア 校長は、事故・災害等が下記に該当すると判断した場合、速やかに県教委へ報告する。

報告対象事案	○死亡事故の発生 ○治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病の発生 ○その他、複数の生徒・教職員が被災するなど、事故・災害の発生
報告先	愛媛県教育委員会 高校教育課 〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2 Tel 089-912-2950 Fax 089-912-2049

イ 校長は、基本調査の実施、保護者への説明、報道機関への対応等により必要と判断した場合、県教委に人員の派遣や助言などの支援を要請する。

(2) 基本調査の実施等

ア 基本調査の対象は、次のとおりとする。

(ア) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故

(イ) その他の事故のうち、被災生徒の保護者の意向も踏まえ、県教委が必要と判断した事故

イ 基本調査における役割分担は、次のとおりとする。

校長	基本調査の全体統括・指揮
教頭	基本調査の取りまとめ、教職員に対する聴き取り
担任、養護教諭、部活動顧問等	当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り

ウ 生徒・教職員から聴き取り調査を行う際は、その目的を明らかにした上で、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

エ 教職員からの情報収集は、記録用紙への記載や聴き取りとする。また、教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受診を勧めるなどの対応を取る。

オ 生徒からの聴き取りを行う際は、以下の点に配慮する。

(ア) 聴き取り前に保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。

(イ) 当該生徒が話しやすい教職員が聴き取りを担当するなど、柔軟に対応する。

(ウ) 保護者と連携して心のケア体制を整え、自然と語れる雰囲気を作るよう工夫する。

(エ) 必要に応じて、記録用紙に記載してもらおう方法をとる。

カ 教頭は、調査で得られた情報を時系列にとりまとめる。

キ 校長は、整理された情報を県教委に提出する。

ク 県教委が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校として協力する。

(3) 評価・検証・再発防止

ア 校長は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、危機管理の評価・検証を行う。

事前の対応	<input type="checkbox"/> 点検など事前の未然防止対策に不足はなかったか。 <input type="checkbox"/> 教職員への周知や研修に不足はなかったか。 <input type="checkbox"/> 生徒への安全教育に不足はなかったか。 <input type="checkbox"/> 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はなかったか。
発生時の対応	<input type="checkbox"/> 生徒の安全確保は適切に行われたか。 <input type="checkbox"/> 校内の緊急連絡体制は機能したか。 <input type="checkbox"/> 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか。 <input type="checkbox"/> 情報収集・管理は適切に行われたか。
発生後・事後の対応	<input type="checkbox"/> 生徒・保護者への対応は適切に行われたか。 <input type="checkbox"/> 校内の対策本部体制（役割分担、情報共有等）は機能したか。 <input type="checkbox"/> 関係者、関係機関との連携は適切だったか。 <input type="checkbox"/> 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか。

イ 校長は、評価・検証により得られた問題点や改善点について、教職員、生徒、保護者、関係機関への説明や意見聴取を踏まえ、再発防止策を検討する。

IV 避難所マニュアル・関係資料

1 避難所開設・運用マニュアル

(1) 収容人数及び備蓄品

- ア 収容人数(2135名)…本館(775名)、第1教棟(849名)、体育館(417名)、武道場(94名)
- イ 備蓄品(防災倉庫・体育館2階倉庫) (P16参照)

(2) 災害対応の設置物

- ア 避難所用の公衆無線LAN機器を体育教官室に設置
- イ 緊急時開放備蓄型自販機(LIFE LINE VENDER)を1台設置
※事務室にフリーペントキーを保管



(3) 避難所運営の流れ ※「新居浜市避難所運営マニュアル」を参照

ア 初動期(災害直後～約24時間後)

- (ア) 新居浜市から施設管理者(本校)に避難所開設の要請がある。

○施設管理者(本校)は施設を開錠するが、安全確認までは避難者をグラウンドにとどめる。

- (イ) 施設管理者(本校)は、新居浜市から派遣された避難所担当職員や初期避難者と協力し、避難施設の安全を確認した後、避難者を誘導する。

- 応急的な避難所準備組織のリーダーを選出し、施設の安全確認、避難スペース確保を行う。
- 建物への立入りは、安全を十分に確信した後にする。危険箇所は立入禁止の措置をとる。
- 体育館→武道場→第1教棟→本館の順に誘導する。
- 負傷者、要配慮者(障がい者、妊産婦・乳幼児、要介護者等)に対応する。
- 避難所担当職員が、新居浜市災害対策本部に状況を報告する。

イ 展開期(約24時間後～3週間程度)から安定期(概ね3週間日以降)

- (ア) 避難者が主体となり、本格的な避難所運営組織を立ち上げる。

- 避難所運営委員会は、委員長、副委員長、避難所担当職員、施設管理者・職員(本校)、地域の関連団体、各活動班長、各居住組の組長で構成する。
- 班は、名簿班、総務班、情報広報班、食料・物資班、救護班、衛生班を設ける。
- 1日1～2回、避難所運営本部会議を開催する。

- (イ) 避難所担当職員や施設管理者(本校)の協力の下、新居浜市災害対策本部に避難所の状況を報告し、必要な食料、物資等を要請する。

- (ウ) 介護・解除が必要な高齢者、障がい者、難病・慢性疾患等を持つ方、妊娠婦・乳幼児、子ども、外国人等に配慮する。

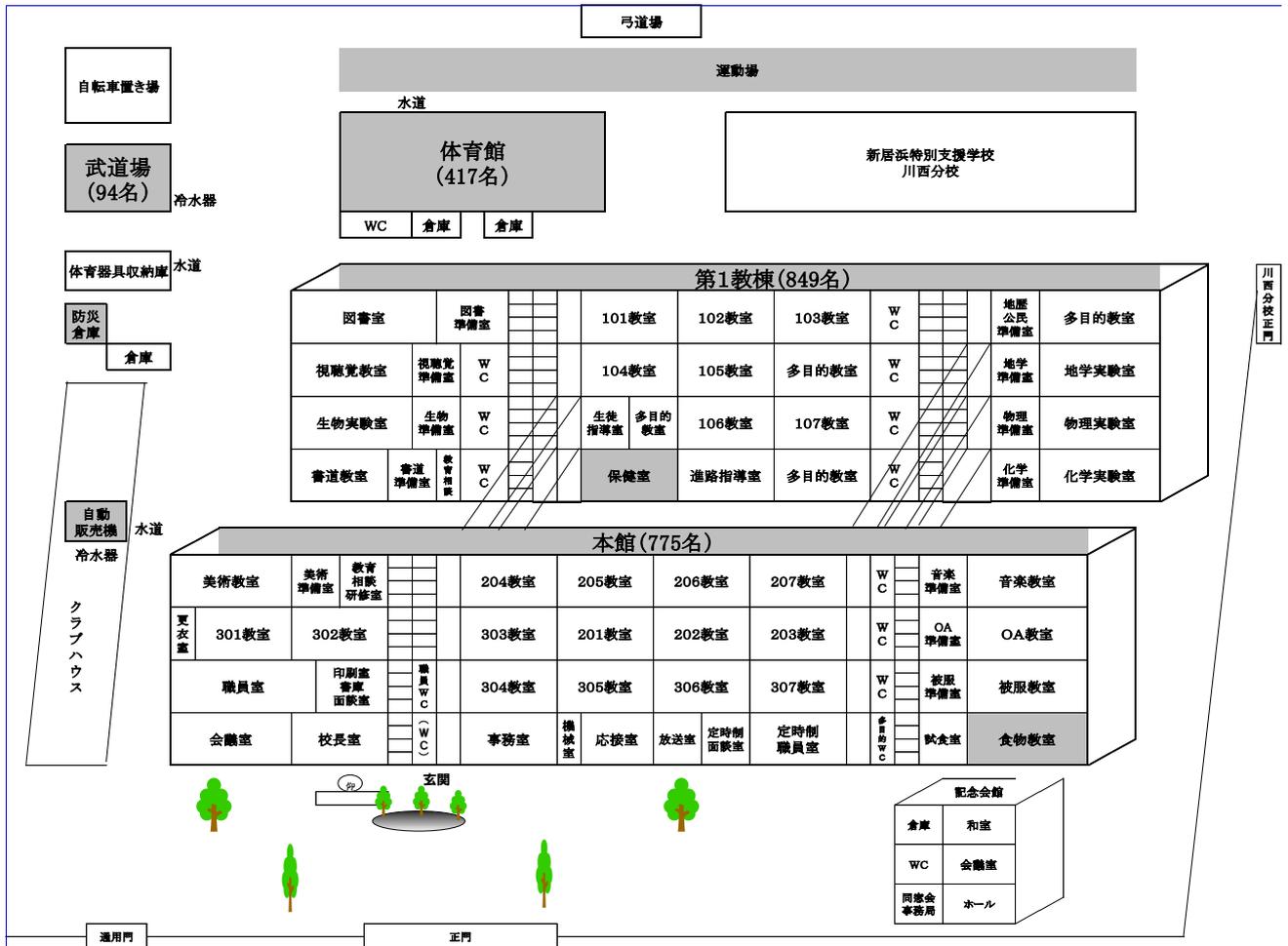
- (エ) ボランティア等と連携する。

ウ 撤収期

- (ア) ライフラインの回復、応急仮設住宅への入居などにより、避難者が減少する。
- (イ) 運営組織を縮小させながら、自立困難な避難者等に最後まで適切に対処する。

(4) 学校施設の利用計画

ア 避難所における学校施設の利用計画



イ 避難場所及び避難所に関する注意事項

- (ア) 災害対策本部（本部長：校長、副本部長：教頭）及び通報・連絡班（主任：総務課長、係教職員：総務課員、事務課員）が中心となり、対応する。（P13参照）
- (イ) 避難者を建物に入れる前に、安全を十分に確認し、危険箇所は立入禁止措置を行う。
- (ウ) 災害発生直後は、職員室等の個人情報があるスペースを除き、最大限避難者を受け入れる。
- (エ) 避難者は、①体育館 → ②武道場 → ③第1教棟 → ④本館の順で誘導する。
- (オ) 居住スペース、立入禁止スペース、共有スペースを明確にする。
- (カ) 仮設トイレ、救援物資置き場を検討する。
- (キ) 負傷者の手当を行うため保健室、調理を行うため食物教室について、共有スペースとするなど利用方法を検討する。
- (ク) 安定期に入り避難者の数が落ち着いてきた時点で、教育活動再開を目指す。
- (ケ) 公衆電話は、事務室前に設置している。110番・119番通報は、硬貨不要である。
- (コ) 自動販売機4台のうち、1台は「緊急時解放備蓄型自販機（LIFE LINE VENDER）」である。

※ 本校は、新居浜市から「避難所」「緊急避難場所」「避難確保計画を作成すべき要配慮者利用施設（洪水浸水想定区域内）」に指定されている。

2 参考資料

(1) 文部科学省等

- 「学校防災マニュアル（地震・津波被害）作成の手引き」（文部科学省）平成 24 年 3 月
- 「学校事故対応に関する指針」（文部科学省）平成 28 年 3 月
- 「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項」（文部科学省）平成 29 年 3 月
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（文部科学省）平成 30 年 2 月
- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）平成 31 年 3 月
- 「台風等の風水害に対する学校施設の安全のために」（文部科学省）令和 2 年 3 月
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」（文部科学省）令和 3 年 6 月
- 「第 3 次学校安全の推進に関する計画（令和 4～8 年度）」（文部科学省）令和 4 年 3 月
- 「国民保護ポータルサイト」（内閣官房）

(2) 環境省等（アレルギー、熱中症）

- 「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（日本学校保健会）平成 20 年 3 月
- 「熱中症環境保健マニュアル 2018」（環境省）平成 30 年 3 月
- 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（日本スポーツ協会）平成 30 年 7 月
- 「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（環境省、文部科学省）令和 3 年 5 月

(3) 愛媛県

- 「愛媛県学校安全の手引（改訂版）」（愛媛県教育委員会）平成 20 年 10 月
- 「学校防災マニュアル確認チェック表」（愛媛県教育委員会）平成 24 年 6 月
- 「学校防災マニュアル確認チェック表参考資料」（愛媛県教育委員会）平成 24 年 6 月
- 「津波浸水想定について（解説）」（愛媛県）平成 25 年 6 月
- 「危機発生時の職員行動基準」（愛媛県）平成 27 年 4 月
- 「愛媛県危機管理計画」（愛媛県）平成 28 年 4 月

(4) 新居浜市

- 「新居浜市避難所運営マニュアル」（新居浜市）令和 4 年 3 月
- 「新居浜市総合防災マップ」（新居浜市）令和 5 年 12 月



